

Y994-J4470

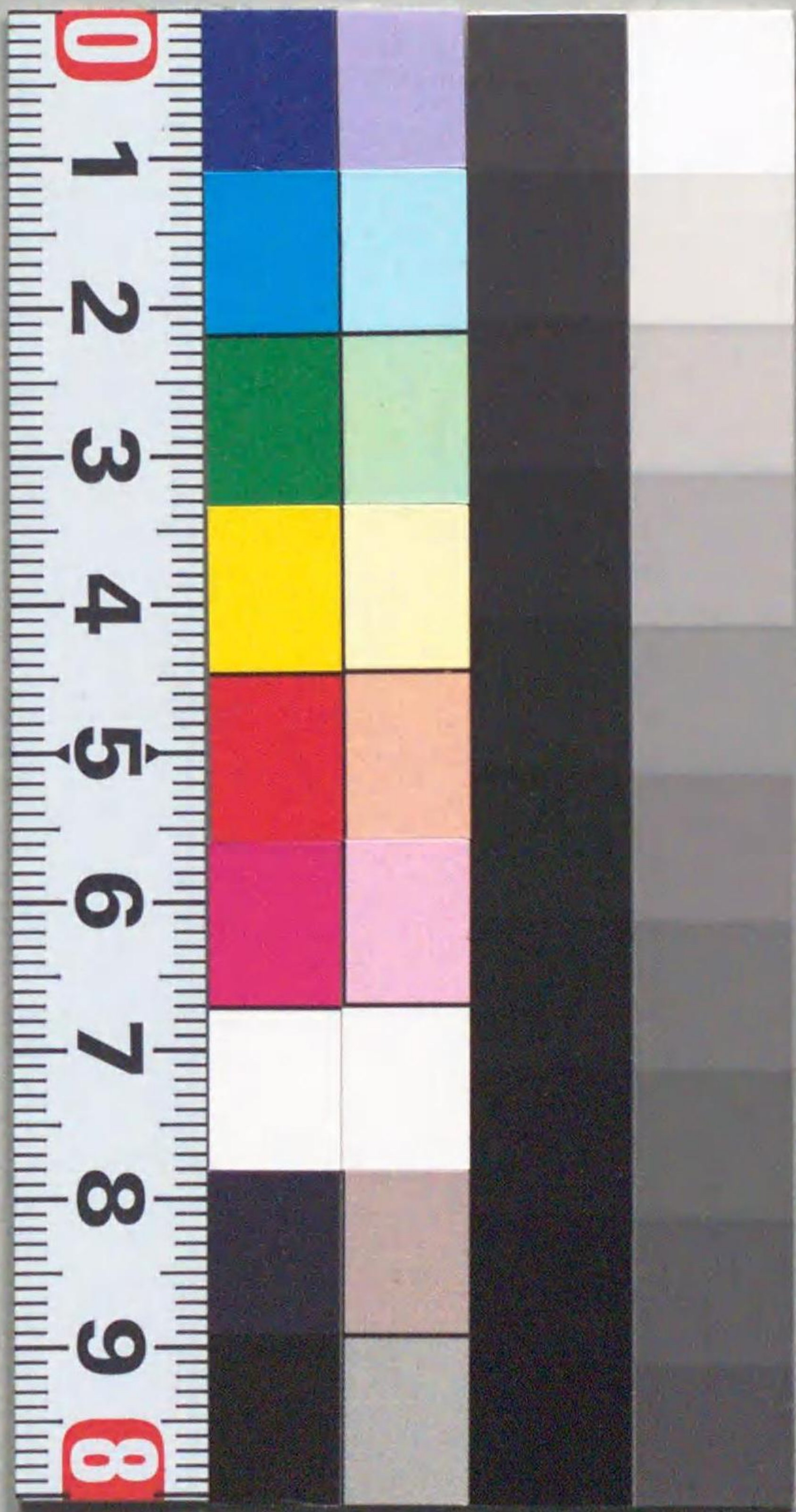


\*1200800084964\*

和十二年三月

計事務要綱

佐賀縣總務部統計課



Y994  
J4470



I 種  
W



\*1200800084964\*

統計事務要綱目次

一、統計課主管事務	一
二、事務分擔	二
三、課員俸給別人員並旅費	三
四、市町村統計事務ノ指導監督	四
五、市町村統計事務處理規程	五
六、市町村統計調查員心得	九
七、行政統計ノ統一整備ニ關スル件	一〇
八、縣統計書材料樣式改正ノ件	一一
九、資源調查關係	一六
資源調查法、資源調查令、港灣資源調查規則、港灣資源調查規則施行細則、工場調查規則、工場調查規則施行細則、取扱手續、公立工場調査ニ關スル件	一六
一〇、人口動態調查關係	三七
人口動態調查令、人口動態調查令施行細則、人口動態調查令施行細則取扱手續	三七
一一、學事統計關係	四一
學事年報取調條項及諸表樣式、學事年報報告規程	四一

一二、産業統計關係……………	四二
農林省統計報告規則、農林省統計報告規則施行細則、商工省統計報告規則、商工省統計報告規則施行細則、佐賀縣產業統計報告規則……………	五一
一三、會社統計關係……………	五一
會社統計規則、會社統計規則施行手續……………	五一
一四、勞働統計關係……………	五四
統計資料實地調査ニ關スル法律、勞働統計實地調査令、勞働統計實地調査施行細則、同閣令第四號……………	五四
一五、國勢調査關係……………	六二
國勢調査ニ關スル法律……………	六二
一六、統計費補助關係……………	六三
地方農林統計費補助規則、地方農林統計費補助規則取扱方ニ關スル件、同上、地方商工統計調査費補助金交付ニ關スル件、米生産統計改善補助金交付ニ關スル件、産業統計費補助規程、米生産統計改善費補助規程……………	六三
一七、統計功勞者表彰關係……………	九四
市町村農林統計從事員ノ選奨ニ關スル件、地方功勞者表彰規程、統計功勞者表彰規程……………	九四
一八、米生産統計關係……………	一〇一

農林省統計報告規則中改正、米生産統計調査取扱方、米生産調査實施方法……………	一一一
一九、其ノ他通牒拔萃……………	一一一

附 錄

報告期限一覽、統計職員養成所規程、地方産業職員制拔萃、地方待遇職員令拔萃、佐賀縣統計協會會則、統計課主要印刷物……………	一一一
--	-----

## 一、統計課主管事務

- 一、行政統計ノ聯絡統制ニ關スル事項
- 二、資源調査ニ關スル事項
- 三、人口統計ニ關スル事項
- 四、學事統計ニ關スル事項
- 五、産業統計ニ關スル事項
- 六、國勢調査ニ關スル事項
- 七、勞働統計ニ關スル事項
- 八、港灣統計ニ關スル事項
- 九、統計書ノ編纂及刊行ニ關スル事項
- 一〇、軍需工業動員ニ關スル事項
- 一一、其他統計ニ關スル事項

### 參考

#### 課長專決事項

- イ、輕易ナル統計調査並報告ニ關スル事項
- ロ、統計材料ノ蒐集ニ關スル事項

二、事務分擔

總括

地方統計主事統計課長

- 一、庶務、補助金關係、農林關係(畜產)
- 一、商工關係(工場調査ヲ除ク)農林關係(農産ノ一部)
- 一、縣特殊調査關係、農林關係(麥)、麥速報、縣案内、統計要覽刊行
- 一、港灣、資源調査關係、商工關係(工場調査)
- 一、產業基本調査、統計書第一編ノ一部編纂
- 一、學事關係、縣勢要覽、統計書第二編編纂
- 一、統計協會關係、農林關係(養蠶、山林)統計書第四編編纂
- 一、內務報告、農林關係(米)、統計書第三編編纂
- 一、商工關係(織物月報)農林關係(耕地面積、水産)
- 一、縣特殊調査關係(物品輸出入)、統計書第一編ノ一部編纂
- 一、人口動態、文書ノ編纂
- 一、文書ノ整理保存及淨書發送

三、課員俸給別人員並旅費

費目	職名	俸給月額 並年俸	人員	旅費
國費	屬	六二	一人	一八〇
全	雇	三八	一人	三〇
縣費	統計主事	一六五〇	一人	
全	屬	四〇	一人	
全	統計主事補	七五	一人	
全	全	六〇	一人	
全	全	五九	一人	
全	全	五〇	一人	
全	縣書記	五七	一人	
全	全	四三	一人	
全	雇	二七	一人	
				一〇二〇

#### 四、市町村統計事務ノ指導監督

- 一、事務監査 市町村統計事務處理規程ヲ定メ、之ガ運用ノ適否並其ノ實績ヲ徵セシムル爲隨時縣係官ヲ派遣シアリ而シテ其ノ監査市町村數ハ毎年總市町村數ノ半數以上ニ及ビ一年半乃至二年ニテ一巡シ得ル狀況ニアリ
- 二、統計主任會議 産業統計主任會議、學事統計主任會議各々年一回之ヲ行フ、産業統計主任會議ハ縣ニ召集シ學事統計主任會議ハ縣内三箇所乃至四箇所ノ地ニ分割シテ之ヲ召集ス
- 三、統計調查員訓練會 管内四十ヶ所ヲ指定シ全統計調查員ヲ分割召集ス、而シテ昭和八年以來之ニ要スル經費ヲ特ニ豫算ニ掲上シアリ、其ノ經費ノ主タルモノハ會場費、辨當代ナリ
- 四、統計功績者表彰 縣ニ於テハ毎年三名乃至四名統計協會ニ於テハ各郡市一名宛トシ夫々規程ヲ定メ之ニ依リ嚴選シツ、アル狀況ニアリ
- 五、優良町村視察並實地指導 年一回管内優良町村視察會ヲ開催シ其ノ際實地指導等ヲ行フ即チ耕地段別ノ實查要領等實地ニ付之ヲ指導ス、而シテ之ニ要スル經費ハ協會之ヲ負擔シアリ
- 六、統計講習會 年一回適當ノ時期ヲ選ビ之ヲ開催ス 特ニ講師トシテ中央ノ其ノ道ノ權威者ヲ招聘スルヲ例トス
- 七、統計講習會派遣 每年内閣統計局ニ於テ開催ノ夏季統計講習會ニハ市町村統計主任二名選抜シ之ヲ派遣シアリ而シテ其ノ被派遣者ニ對シテハ縣費ヨリ一名五拾圓宛之ヲ補助シツ、アリ
- 八、雜誌發行 統計協會ノ事業ノ一トシテ隔月簡單ナ雜誌ヲ發行ス無料ニシテ廣告一切拒絕シアリ
- 九、調查員調查簿、同手簿、同台帳、報告期限簿、調查樣式及質疑集 之等各種ノ簿冊ハ縣費ヲ以テ印刷シ之ヲ交付シアリ
- 一〇、其ノ他 重要報告ト認メラル、モノニ付テハ當該調査時期直前ニ於テ之ガ調査要領、集計要領等ニ關シ豫メ注意的ノ通牒ヲ發ス

#### 五、市町村統計事務處理規程

(昭和七年二月二十三日附)  
縣訓令甲第四號

- 第一條 統計事務ハ別段ノ規定アルモノノ外本規定ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 市役所、町村役場ニハ統計事務ヲ處理セシムル爲メ統計主任ヲ置クヘシ  
統計主任ヲ任免シタルトキハ其ノ都度職氏名ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第三條 前條ノ統計主任ハ事務ノ種類毎ニ之ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一主任ヲシテ各統計ノ統一ヲ圖ラシムヘシ
- 第四條 市町村長ハ農林省統計報告規則並商工省統計報告規則ニ依ル統計調查員ヲシテ當該規則ニ定メタル事項ノ外縣ニ於テ規定スル産業ニ關スル統計調査ニ從事セシムヘシ
- 第五條 統計材料ハ官公署、公共團體及當業者等ノ簿冊又ハ申告其ノ他正確ナル事實ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

實地調査ニ依リ材料ヲ徵收スルトキハ小票又ハ文書ヲ以テスヘシ但シ之ニ據リ難キトキハ便宜ノ方法ニ依リ記録ヲ以テ其ノ根據ヲ明ニスルヲ要ス

第六條 前條ニ依リ蒐集シタル箇々ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 市町村長ハ統計材料蒐集ニ付必要ナル調査手續及調査員心得等ノ規程ヲ設ケヘシ

前項ノ規程ヲ設ケ又ハ改廢シタルトキハ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第八條 統計ニ關スル書類ハ統計例規、人口、學事產業及統計雜書等ニ依リ各區分シテ編綴スヘシ

第九條 知事ハ部下ノ官吏吏員ヲシテ市町村統計事務ノ監査ヲ行ハシム

第十條 監査スヘキ事項左ノ如シ

- 一、事務ノ分掌
- 二、統計材料ノ蒐集及調査方法ノ適否
- 三、製表ノ適否
- 四、報告期限勵行ノ狀況
- 五、統計ニ關スル簿冊及書類ノ整否
- 六、調査員指導訓練ノ狀況
- 七、調査員執務ノ狀況
- 八、統計補助費ニ關スル狀況
- 九、統計ノ利用及思想ノ普及狀況

十、其ノ他特ニ必要ナル事項

第十一條 市役所、町村役場ニハ様式第一號ノ統計事務監査簿ヲ備ヘ置ケヘシ

監査員監査ノ結果指示又ハ注意ヲナシタル事項ヲ前項ノ簿冊ニ記載スヘシ

第十二條 前條ノ指示ヲ受ケタル事項ハ速ニ之ヲ整理シ其ノ顛末ヲ監査簿ニ記載スヘシ

第十三條 監査員監査ヲ了シタルトキハ様式第二號ノ復命書ヲ知事ニ提出スヘシ

第十四條 市町村長ハ調査員ヲ招集シ統計調査ノ方法ニ關シ指示研究又ハ協議ヲ爲スヘシ

第十五條 市町村長ハ左ニ掲ケル方法等ヲ講シ統計ノ刷新並統計思想ノ普及ニ努ムヘシ

一、市町村勢要覽又ハ統計書等ヲ調製シ關係ノ向ヘ配付スルコト

二、學校其ノ他適當ノ箇所ニ統計表又ハ統計圖表ヲ掲示スルコト

三、地方改良其ノ他講習、講演等多數會合ノ際ハ努メテ統計思想ノ普及ヲ圖ルコト

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十月佐賀縣訓令甲第五十七號市町村產業統計事務指導監督員設置規程ハ之ヲ廢止ス

(様式第一號)

統計事務監査簿

昭和 年 月 日 監査員官職 氏



指示事項	整理期限	整理顛末
一 .....	年 月 日	何年何月何日指示ノ通整理ヲ了ス(主任者印)
二 .....		
三 .....		

(様式第二號)

統計事務監査復命書

何郡(市) 何町(村)	監査概評	昭和 年 月 日 監査 監査員官職 氏 名
----------------	------	--------------------------

監査ノ結果

- 一、事務ノ分掌
- 二、統計材料ノ蒐集及調査方法ノ適否
- 三、製表ノ適否
- 四、報告期限勵行ノ狀況

- 五、統計ニ關スル簿册及書類ノ整否
- 六、調査員指導訓練ノ狀況
- 七、調査員執務ノ狀況
- 八、統計補助費ニ關スル狀況
- 九、統計ノ利用及思想ノ普及狀況
- 十、指示又ハ注意ヲ爲シタル事項
- 十一、其ノ他特ニ必要ナル事項

右及復命候也

年 月 日

官 職 氏

名 印

佐賀縣知事殿

注意

- 一、監査概評ハ監査ノ結果ヲ綜合シテ優良、稍良、普通、稍不良、不良ノ一ヲ以テ之ヲ示スヘシ
- 二、監査ノ結果ハ列記セル十一項目ニ對シ其ノ要領ヲ記載スヘシ

六、市町村統計調査員心得(準則)

(昭和七年二月統第二十八號統計課長通牒)

第一條

統計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ擔當調査區内ニ於ケル農林省統計及商工省統計

其ノ他産業ニ關スル統計調査ノ事務ニ從事スヘシ

第二條 統計調査員ハ別ニ規定セラル、モノ、外統計材料ヲ實地ニ就キ調査シ所定ノ期日迄ニ市町村長ニ報告スヘシ

統計調査員ハ市町村長ヨリ調査ニ關シ諮問又ハ説明ヲ求メラレ若クハ再調査ヲ命セラレタルトキハ速ニ答申スヘシ

第三條 統計調査員ハ被調査者ニ就キ職務ヲ執行スル際必要以外ノ事項ヲ質問スヘカラス

第四條 統計調査員ハ職務ノ執行ニ關シ知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第五條 統計調査員擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認めタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フヘシ

第六條 統計調査員疾病其ノ他己ムヲ得サル事故ノ爲メ統計調査ニ從事シ難キ場合ハ市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フヘシ

第七條 統計調査員交迭ノ場合ハ速ニ事務ノ引繼ヲナシ統計調査報告上遺憾ナキヲ期スヘシ

### 七、行政統計ノ統一整備ニ關スル件

(昭和十一年四月二十七日附廳中令第五號)

統計調査ノ連絡統制ヲ圖ル爲統計調査又ハ統計類似調査ニ關スル照會ハ其ノ都度之ヲ統計課ニ合議スヘシ

### 八、縣統計書材料様式改正ノ件 (昭和六年十二月 廳中令第六號)

大正十四年三月廳中令第五號縣統計書材料様式別冊ノ通改正シ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

參考 大正十四年三月五日附廳中令第五號

本縣統計書材料各主管事項ニ關シ別冊様式ニ據リ調製シ大正十三年事實ヨリ毎年曆年ニ係ル事項ハ翌年三月末日迄會計年度ニ係ル事項ハ翌年七月末日迄ニ知事官房統計係ヘ回付スヘシ

知事官房

文書ノ收發件數

總務部 秘書課

縣職員

褒賞

地方課

貴族院多額納稅議員選舉

衆議院議員選舉

縣會議員選舉

市町村會議員選舉

市町村歲入

市町村歲出

水利組合歲入

水利組合歲出

市町村稅

市町村基本財產

地方債 其一、其二、其三

市町村吏員及名譽職參事會員

市町村吏員退隱料受領者

庶務課

縣會

縣參事會

縣稅滯納人員及稅額

縣稅滯納處分

縣有財產表

縣稅收入額

會計課

國庫支辨縣經費

租稅外國庫收入

縣歲入歲出決算書

學務部 社寺兵事課

神社及神職

寺院及住職

神佛教務所及說教所

神佛以外宗教用會堂

社會課

軍事救護 其ノ一、其ノ二

感化教育

育兒

一二

托兒事業 其ノ一、其ノ二

養老事業

施藥救療

濟貧恤窮

棄兒養育

公設市場

公益質屋

釋放者保護事業

行路病人

行路死亡人

罹災救助及基金現在高

社會事業

經濟部 農務課

保安林

林野開墾制限禁止地面積

產業組合 其ノ一、其ノ二

種牡牛馬

馬匹去勢

家畜市場

獸醫、蹄鐵工

縣外輸出米

肥料消費高 其ノ一、其ノ二

肥料共同購入

耕地課

耕地整理

水產課

船舶

商工課

佐賀商工獎勵館

土木課

官有地

道路 其ノ一、其ノ二

橋梁 其ノ一、其ノ二

土木費

警察部 警務課

市町村土木費事業者別

災害

軌道會社

警察區劃

警察部職員

警察署職員

警察官吏勤續年數

警察官吏年齡

警部、警部補、巡查俸給

警察賞與 其ノ一、其ノ二

巡查採用及教習

警察官吏異動

警察官吏懲戒懲罰

警察上ノ死傷

巡查恩給

警察電話

一三

警察署收發文書

犯罪ノ發生檢舉及檢舉人員

犯罪ノ發生檢舉署別

警察犯即決處斷署別

令狀執行件數

押送

檢束

盜難、其ノ他被害

盜難其ノ他被害發見財貨種類別

遺失物、拾得物

保安課

未成年者禁酒法違犯

未成年者喫煙禁止法違犯

救護及保護

說諭

火災

火災原因別及月別

自殺者年齡原因別

自殺者ノ緣事上ノ關係

被害者

災害其ノ他ノ事故ニテ死傷

棄兒

海外渡航

宿屋

在留外國人

集會結社

工場法適用工場

汽罐、汽機

工場從業者災害

衛生課

醫師

齒科醫師

藥劑師

藥業者

消防組

消防設備及機械器具

諸興業

遊廓及藝妓

藝妓年齡別

密賣淫

警察取締營業者

銃砲販賣高

火藥類販賣高

火藥類消費用途別

狩獵免狀

質屋、古物商取締法徵收

諸車

交通事故

變死

自殺者

自殺者月別

賣藥

產婆、看護婦

產婆試驗

看護婦試驗

鍼術、灸術、按摩術營業者

鍼、灸、按摩術及理髮業試驗

病院

娼妓病院

娼妓健康診斷

傳染病院隔離病舎

傳染病患者 其一、其二、其三

結核健康診斷及トラホーム檢診

種痘

中毒

精神病者

埋火葬

屠殺

屠殺禁止及廢棄  
 飲食物其ノ他物品檢查成績  
 藥品巡視成績  
 賣藥檢查成績  
 海港檢疫  
 上水道  
 藥種商其ノ他行政處分  
 佐賀測候所  
 測候所及觀測所

氣象月報  
 氣象季節別  
 霜雪ノ初終季節  
 觀測所別天氣日數  
 蠶業取締所  
 蠶種製造高  
 蠶種檢查 其一、其二  
 產業各課  
 諸組合

九、資源調查關係

資源調查法

(昭和四年四月十一日  
 法律第五十三號)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得  
 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二條 當該官吏又ハ吏員ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ノ爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコト

ヲ得此ノ場合ニハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第三條 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ命令ニ定ムルモノニ付テハ第一條ノ報告若ハ實地申告ヲ命ジ又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依リ報告又ハ實地申告ヲ命ゼラレタル者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ報告又ハ實地申告ヲ爲スノ義務ヲ有ス

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第二條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ  
 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタル

トキ罰前項ニ同シ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

資 源 調 査 令 (昭和四年十一月二十日)  
(勅令第三百二十九號)

第一條 內閣總理大臣ハ資源調査法ノ施行ヲ統轄ス

第二條 各省大臣ハ資源調査法第一條第二項ノ命令ヲ發セントスルトキハ內閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 各省大臣ハ別表ノ定ムル所ニ依リ定期ニ人的及物的資源ニ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ヲ行ヒ內閣總理大臣ニ報告スベシ

第四條 各省大臣前條ノ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ關係各廳ニ對シ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

第五條 各省大臣第三條ノ資源調査ヲ行フニ付第二條ノ規定ニ依ル命令ニ依ラズシテ必要ナル資料ヲ整備セントスルトキハ內閣總理大臣ニ協議スベシ

第六條 內閣總理大臣人的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ付必要アリト認ムルトキハ第三條ニ規定スルモノノ外臨時ニ關係各廳ニ對シ資源ノ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

第七條 資源調査法第二條ノ證票ハ別記様式ニ依リ資源局ニ於テ之ヲ交付ス

第八條 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ資源調査法

第三條ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノニ付テハ主務大臣之ヲ指定ス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ內閣總理大臣ニ協議スベシ

第九條 本令中各省大臣又ハ主務大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東廳長官、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ

附 則

本令ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
軍需調査令ハ之ヲ廢止ス

(別表及別記様式省略)

港 灣 資 源 調 査 規 則 (昭和四年十一月三十日)  
(內務省令第四十一號)

第一條 資源調査法ニ依ル港灣ニ關スル資源調査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 別表甲號ニ掲グル港灣ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル設備ヲ經營スル個人又ハ法人ハ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ別記様式第一號ノ定ムル所ニ依リ報告書ヲ作製シ翌年三月末日迄ニ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

一、防波堤、防砂堤及導水堤

二、繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場

三、上屋及倉庫

- 四、貯炭場及貯木場  
 五、危險物置場  
 六、野積場其ノ他ノ空地  
 七、石炭及石油ノ積込設備並給水及給氷設備  
 八、繫船浮標  
 九、乾船渠浮船渠及船架  
 十、臨港鐵道  
 十一、運河其ノ他ノ水路  
 十二、小船船溜  
 十三、通船  
 十四、水門又ハ閘門
- 第三條 地方長官ハ前條ノ報告書、實地調査又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ別表甲號ニ掲グル港灣ニ關シ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ別記様式第一號ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付調査書四通ヲ作製シ翌年五月末日迄ニ内務大臣ニ提出スベシ
- 一、前條各號ニ掲グル事項
  - 二、通信及信號ノ機關
  - 三、水面積

- 四、底質
  - 五、潮差
  - 六、潮流
  - 七、氣象
  - 八、荷役能力
  - 九、回漕業者
  - 十、船用品販賣業者
  - 十一、海事關係官公署
  - 十二、港灣全圖
  - 十三、港則
- 第四條 地方長官ハ別表甲號及乙號ニ掲グル港灣ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付毎年別記様式第二號ノ定ムル所ニ依リ調査書ヲ作製シ別表甲號ニ掲グル港灣ニ在リテハ翌年五月末日迄ニ別表乙號ニ掲グル港灣ニアリテハ翌年三月末日迄ニ之ヲ内務大臣ニ提出スベシ
- 一、入港船舶
  - 二、乗降船客
  - 三、移出入貨物

本令ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表略)

港灣資源調査規則施行細則

(昭和五年二月十日附  
縣令第十一號)

第一條 港灣資源調査規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ニ依リ個人又ハ法人ノ提出スル報告書(圖面ハ各五通)ハ翌年三月末日迄ニ所轄市町村長ヲ經由シ提出スヘシ

第二條 別表甲號ノ掲ケル港灣區域ヲ所轄スル市町村長ハ前條ノ報告書、實地調査又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ規則第三條ノ左ノ各號ニ掲ケル事項ニ付同條別記様式第一號ノ定ムル所ニ依リ調査書一通ヲ作製シ前條ノ報告書(圖面ハ五通)ヲ添付シ翌年四月十五日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、前條ノ報告書ニ依ル規則第二條各號ニ掲ケル事項

二、通信及信號ノ機關

三、水面積

四、底質

五、潮差

六、潮流

七、荷役能力

八、回漕業者

九、船用品販賣業者

十、海事關係官公署

第三條 別表甲號及乙號ニ掲ケル港灣區域ヲ所轄スル市町村長ハ左ノ各號ニ掲ケル事項ニ付各所轄區域内ニ於ケル事實ヲ毎年規則別紙様式第二號ノ定ムル所ニ依リ調査書一通ヲ作製シ別表甲號ニ掲ケル港灣區域ノ市町村長ニ在リテハ習年四月十五日迄ニ、別表乙號ニ掲ケル港灣區域ノ町村長ニ在リテハ翌年二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

前項ノ調査ニ當リ所轄區域判然セサルモノハ關係市町村長ニ於テ協定シ事實ノ重複脱漏ナキヲ期スヘシ

一、入港船舶

二、乗降船客

三、移出入貨物

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年六月佐賀縣訓令甲第四十七號港津統計報告規程ハ之ヲ廢止ス

(別表)

甲 號



伊萬里港、唐津港

乙 號

住ノ江港、諸富港、呼子港

工場 調 査 規 則

(昭和四年十一月二十八日)  
(商工省令第十七號)

第一條 五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニシテ第二條ニ該當セザルモノノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號甲、第二號甲及第三號甲各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ  
前項ノ調査票第一號甲及第三號甲ニ調査記入スベキ事項中原料及材料、原動機並ニ作業機械及設備ノ種類ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ調査票第二號甲ニ調査記入スベキ事項中生産額及在庫額ハ別ニ定ムル生産分類ニ依リ區分シテ之ヲ記入スベシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙各四通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

一、左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

イ 蹄鐵又ハ蹄釘ノ製造

ロ 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造

二 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ十五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

イ 金屬工用、木工用、紡織用其ノ他ノ製造加工用機械器具ノ製造

ロ 醫療用又ハ獸醫用ノ機械器具又ハ材料ノ製造

ハ 潜水用器具、毒瓦斯防禦用具、消火器又ハ噴霧器ノ製造

ニ 「レンズ」、 「プリズム」、 顯微鏡、 雙眼鏡ノ類ノ製造

ホ 兵器若ハ航空機ノ附屬品若ハ部分品又ハ氣球ノ製造

ヘ 醫藥品ノ製造

ト 塗料又ハ顔料ノ製造

チ 酒精又ハ蒸餾酒ノ製造

リ 瓦斯ノ製造

三 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ三十人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時三十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

イ 「フェルト」又ハ「フェルト」製品ノ製造

ロ 機械裁縫

- ハ 金屬ノ塊、錠、條、竿、線、板、筒、管其他ノ金屬素材ノ製造
- ニ 梁材又ハ鐵道軌道用、船舶用、建築用若ハ支柱支架用ノ金屬材料ノ製造
- ホ 合金ノ製造
- ヘ ポールト、ナット、鋏、釘、針ノ類ノ製造
- ト 錨、鏈鎖又ハ撥條ノ製造
- チ 金屬製ノ罐、槽、筒ノ類ノ製造
- リ 金屬製又ハ纖維製ノ綱索ノ製造
- ヌ 鍍金又ハ金屬ノ被覆
- ル 汽罐、原動機、瓦斯用機械、唧筒、送風機類又ハ其ノ附屬機械器具ノ製造
- ヲ 電氣機械器具ノ製造
- ワ 通信用、信號用又ハ照明用ノ機械器具ノ製造
- カ 起重機、「コンペーヤ」其ノ他ノ運搬用機械器具ノ製造
- ヨ 試験用、検査用、計測用又ハ學術用ノ機械器具ノ製造
- タ 印刷用又ハ製圖用ノ機械器具ノ製造
- レ 寫眞用ノ機械器具又ハ材料ノ製造
- ソ 兵器ノ製造
- ツ 自動車、自動自轉車又ハ自轉車ノ製造又ハ修理

- ネ 船舶ノ製造又ハ修理
- ナ 機械、車輛又ハ船舶ノ附屬品又ハ部分品ノ製造
- ラ 動力傳導用ノ車輪、車軸、車軸接手、金屬製軸承又ハ鋼球ノ製造
- ム 船舶用、建築用若ハ家具用ノ金具、「バルブ」又ハ「コック」ノ製造
- ウ 耐酸用又ハ耐火用ノ煉瓦ノ製造
- キ 炭化石灰ノ製造
- ノ 炭素製品ノ製造
- オ 坩堝ノ製造
- ク 研磨材料又ハ研磨用品ノ製造
- ヤ 「コークス」、「コールタール」又ハ「ピッチ」ノ製造
- マ 工業藥品ノ製造
- ケ 合成染料ノ製造
- フ 石鹼ノ製造
- コ 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造
- エ 礦物油、動植物油脂、脂肪酸、蠟又ハ加工油ノ製造
- テ 製材又ハ木製品ノ製造
- ア 「コルク」製品又ハ其ノ類似品ノ製造

- サ 皮革又ハ皮革製品ノ製造
- キ 雲母製品又ハ石棉製品ノ製造
- ユ 亜鉛版、石版、銅版又ハ寫眞版ヲ以テスル印刷
- メ 精穀
- ミ 麵麩、「ビスケット」又ハ水飴ノ製造
- シ 罐詰、饅詰又ハ樽詰ノ食料品ノ製造
- エ 乾製、鹽製又ハ燻製ノ食料品ノ製造
- 四 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ五十人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- イ 麻織物、麻交織物、毛織物又ハ毛交織物ノ製造
- ロ 絲布ノ浸染
- ハ 莫大小又ハ莫大小製品ノ製造
- ニ 絶縁電線及電纜ノ製造
- ホ 鑛業用、農業用又ハ土木用ノ機械器具ノ製造
- ヘ 鐵道軌道用車輛ノ製造又ハ修理
- ト 航空機ノ製造
- チ 製氷機、冷蔵庫、暖房器又ハ金庫ノ製造

- リ 耐酸用、耐熱用又ハ絶縁用ノ陶磁器ノ製造
- ヌ 硝子又ハ硝子製品ノ製造
- ル 珐瑯鐵器ノ製造
- ヲ 松脂、樟腦、薄荷腦、「テレビン」油、樟腦油又ハ薄荷油ノ製造
- ワ 護謨製品又ハ其ノ類似品
- カ 「セルロイド」又ハ「セルロイド」製品ノ製造
- ヨ 人造肥料ノ製造
- タ 「リノリウム」ノ製造
- レ 紙器ノ製造
- ソ 網ノ製造
- ツ 穀粉ノ製造
- ネ 砂糖ノ製造
- 五 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ百人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時百人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- イ 綿絲、絹絲、麻絲又ハ毛絲ノ紡績
- ロ 廣幅綿織物、綿帆布又ハ綿袋織物ノ製造
- ハ 「セメント」製品ノ製造

ニ 人造絹絲ノ製造

ホ 紙又ハ「バルブ」ノ製造

第三條 前條ニ規定スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ調査票ニハ様式第一號ニ準ジテ作製シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附スルコトヲ要ス  
前項ノ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第四條 市町村長第一條及第二條ノ調査票ヲ受理シタルトキハ其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ二月末日迄ニ之ヲ取纏メ地方長官ニ提出スベシ

第五條 地方長官第三條ノ調査票ヲ受理シタルトキハ其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ四月十五日迄ニ之ヲ取纏メ番號ヲ記入シタル上商工大臣ニ提出スベシ  
地方長官第三條ノ規定ニ依リ添附スベキ平面圖ヲ受理シタルトキハ其ノ一通ハ之ヲ其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ四月十五日迄ニ之ヲ取纏メ番號ヲ記入シタル上商工大臣ニ提出スベシ

地方長官第四條ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ヲ受理シタルトキハ其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ四月十五日迄ニ之ヲ取纏メ番號ヲ記入シタル上商工大臣ニ提出スベシ

第六條 地方長官ハ様式第二號ニ依リ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ管轄區域内ニ生ジタル

第二條ニ掲グル工場ノ開業、休業及廢業ニ付報告書各二通ヲ作製シ八月十五日迄ニ商工大臣ニ之ヲ提出スベシ

第七條 第一條乃至第三條及第六條ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖地方長官又ハ市町村長之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條ノ規定ニ依リ調査票ニ添附シタル工場ノ平面圖ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 第一條及第二條ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場通覽調製ノ目的ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ摘録スル爲之ヲ使用スルコトヲ得

- 一 工場名
- 二 工場所在地
- 三 工業主氏名又ハ名稱
- 四 事業開始年月
- 五 主要事業
- 六 生産品目

第九條 本則中町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス  
第十條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

附 則

本則ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
工場統計規則及昭和二年十月商工省令第九號ハ之ヲ廢止ス

(様式省略)

參考 規則第一條第二項ノ規定ニ依ル指定(昭和四年十一月二十八日商工省告示第四十七號)

同條第三項ノ規定ニ依ル指定(同日商工省告示第四十八號)

工場調査規則施行細則(昭和五年一月二十三日 縣令第三號)

第一條 工場調査規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條及第二條ノ規定ニ該當スル工場ノ工業主ハ十一月十五日現在ニ於ケル左記事項ヲ具シ毎年十一月二十日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ届出ツヘシ

一 工場名

二 工場ノ所在地

三 主要事業

四 職工數

第二條 規則第一條乃至第三條ノ規定ニ依リ工業主ヨリ提出スル工場調査票用紙ハ工場所在地ノ

市町村長ヨリ之ヲ交付セシム

第三條 規則第一條及第二條ニ該當スル工場ノ工業主ニシテ翌年一月二十日迄ニ前條調査票用紙ノ交付ヲ受ケサルトキハ所轄市町村長ニ請求シ之カ交付ヲ受クヘシ

第四條 規則第二條ニ該當スル工場ノ工業主ハ同則第三條第一項ノ規定ニ依ル各調査票及同條第二項ノ規定ニ依ル工場ノ平面圖ハ封皮ニ「工場調査票」ト明記シ規定ノ期日迄ニ知事ニ直接提出スヘシ

前項ノ工場ノ平面圖ヲ規則第三條第三項ノ規定ニ依リ之カ添附ヲ省略スルトキハ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場調査規則施行細則取扱手續(昭和五年一月二十三日 縣訓令甲第一號)

第一條 市町村長ハ工場調査規則施行細則第一條ニ依ル届出アリタルトキハ之ヲ調査シ別記第一號様式ニ依リ毎年十一月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第二條 市町村長ハ調査票用紙ノ配付ヲ受ケタルトキハ各該當工場ニ對シ速ニ規定ノ通數ヲ交付スヘシ

第三條 市町村長ハ工場調査規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條及第二條ノ規定ニ依ル調査票ヲ受理シタルトキハ精査ヲ遂ケ内各一通ハ之ヲ保存シ其ノ他ハ別記第二號様式ノ送致目錄ヲ添ヘ二月

末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スヘシ

第四條 市町村長ハ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ所轄区域内ニ生シタル規則第二條ニ掲ケル工場ノ開業休業及廢業等ニ付調査シ別記第三號様式ニ依ル報告書ヲ作製シ七月十五日迄ニ之ヲ知事ニ提出スヘシ

第五條 市町村長規則第七條第二項ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ知事ヲ經由スヘシ

附 則

大正十二年十二月佐賀縣訓令甲第十四號工場統計報告規則施行手續ハ之ヲ廢止ス

(第一號様式)

該當工場調 (十一月十五日現在)

工場名	工場所在地	主要事業	職工數	摘要
規則第一條該當工場				
何々工場				
規則第二條該當工場				

何々工場	何々工場

右及報告候也

知事宛 年 月 日

市町村長 印

(注意)

- 一 規則第一條及第二條ノ工場ニ區分シ調製スヘシ
- 二 主要事業ハ別ニ配布スル工場分類ニ準シ記入スヘシ

工場調査票送致目錄

工場名	主要事業	調 査			摘 要
		規則第一條該當	規則第二條該當	規則第三條該當	
計					

右之通送付候也

知事宛 年 月 日

(注意)

一 主要事業ハ別ニ配布スル工場分類ニ準シ記入スヘシ

(第三號様式)

工場調査規則第二條該當工場 自昭和 年一月一日 異動報告 至同 年六月末日

異動事實	主要事業	工場名	工場所在地	異動發生ノ時期	備考

右及報告候也

年 月 日

市町村長 印

知事宛

(注意)

一 主要事業ハ別ニ配布スル工場分類ニ依リ記入スヘシ  
 二 休業中ノ工場ニシテ事業開始ノモノハ之ヲ開業トシテ調査シ其ノ旨備考ニ附記スヘシ

公立工場調査ニ關スル件

(昭和五年一月二十九日 統計課長通牒)

資源調査法ニ基ク工場調査規則ハ公立工場ニハ之ヲ通用セラレサルモノニ有之候處工場調査資料トシテ必要有之趣ヲ以テ其筋ヨリ調査方申來リ候ニ付公立工場(工業試驗場、學校等)ニ於テ職工五人以上ヲ使用スルモノ有之候ハバ工場調査規則ニ準シ毎年調査報告相成度此段及通牒候也

一〇、人口動態調査關係

人口動態調査令 (大正十一年十一月二日 勅令第四百七十八號)

改正大正十五年第二百四十五號

第一條 人口ノ動態ヲ調査スル爲必要ナル資料ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵集ス  
 第二條 人口動態調査資料ハ婚姻、離婚、出生、死亡及死産ニ付人口動態調査票ヲ用キ市町村長之ヲ提出スヘシ棄兒發見ニ因ル就籍ハ出生ニ準シ失踪及死亡確認ニ因ル除籍ハ死亡ニ準シ調査スヘシ

人口動態調査票ハ婚姻票、離婚票、出生票、死亡票及死産票ノ五種トシ其ノ様式ハ別表第一號様式乃至第五號様式ニ依ル

第三條 人口動態調査票ハ本籍アル者ニ付テハ本籍地ノ市町村長本籍ナキ者及本籍分明ナラサル者ニ付テハ届出地ノ市町村長之ヲ作成スヘシ但シ死産票ハ埋火葬認許證ヲ付與シタル市町村長之ヲ作成スヘシ

第四條 人口動態調査票ノ用紙ハ之ヲ市町村長ニ交付ス

第五條 市町村長人口動態調査票ヲ作成スル場合ニ於テハ戶籍法又ハ墓地及埋葬取締規則ニ依ル  
届書其ノ他ノ關係書類ニ基キ内閣總理大臣ノ定ムル人口動態調査票及送致目錄作成心得ニ依リ記  
入スヘシ

第六條 人口動態調査票ハ毎月市町村長ハ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經  
テ）府縣知事ニ、府縣知事ハ内閣總理大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第七條 本令中府縣支廳長町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條ノ市ニ在リテハ市長區  
長ニ之ヲ適用シ府縣知事トアルハ北海道廳長官及樺太廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ北海道廳支廳  
長及樺太廳支廳長ヲ、町村長トアルハ之ニ準スベキモノヲ包含ス

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表第一號乃至第五號様式略）

人口動態調査令施行細則

（大正十一年十一月二日  
閣令第八號）

改正大正十五年第四號「本文略」

「人口動態調査票及送致目錄作成心得」略

人口動態調査令施行細則取扱手續

（大正十五年七月八日  
縣訓令甲第五十九號）

第一條 市町村長ハ人口動態調査票及同用紙ノ紛失毀損ヲ防ク爲メ別記雛形ノ如キ人口動態調査  
票保管函ヲ設備スヘシ

第二條 市町村長ハ用紙ニ不足ヲ生スル虞アルトキハ別記様式ニ依リ請求書ヲ提出スヘシ

第三條 市町村長ハ人口動態調査票種類番號ノ重複脱漏ヲ防ク爲メ月末日ノ最終番號ヲ明ニスヘ  
キ適宜ノ簿冊ヲ備付クヘシ

第四條 市町村長人口動態調査令施行細則第七條ニ依リ一ヶ月分ノ人口動態調査票ヲ整備スルト  
キハ戶籍ニ關スル届書其ノ他ノ關係書類及簿冊ト對照檢査ヲ遂ケ其ノ完備セルコトヲ確認シタル  
後括ヲ作ルヘシ括ニ用フル帶紙ハ紙質ノ堅牢ナルモノヲ用フヘシ

第五條 市町村長ニ於テ毎月調製ヲ終リタル人口動態調査票ハ翌月十日迄ニ知事ニ提出スヘシ  
市町村長前項ノ期日迄ニ提出スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ更ニ提出スヘキ期日ヲ定メ  
知事ニ申報スヘシ

第六條 （削除）

第七條 人口動態調査令施行細則第五條ノ使用殘ノ用紙ハ別記様式ニ依リ市町村長ハ翌年一月二  
十日迄ニ知事ニ報告スヘシ



(使用残報告様式)

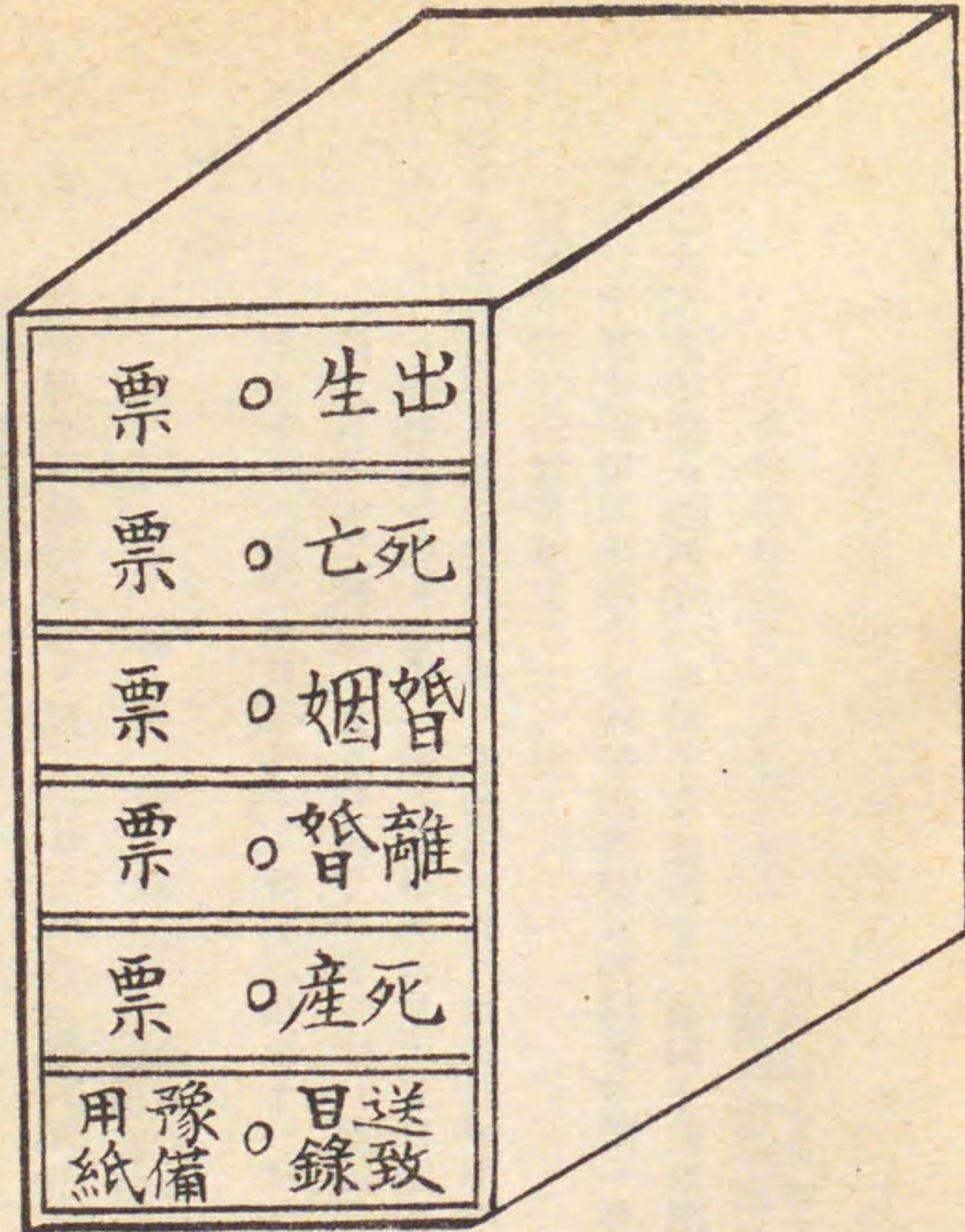
人口動態調査用紙使用残枚数報告

市、町、村

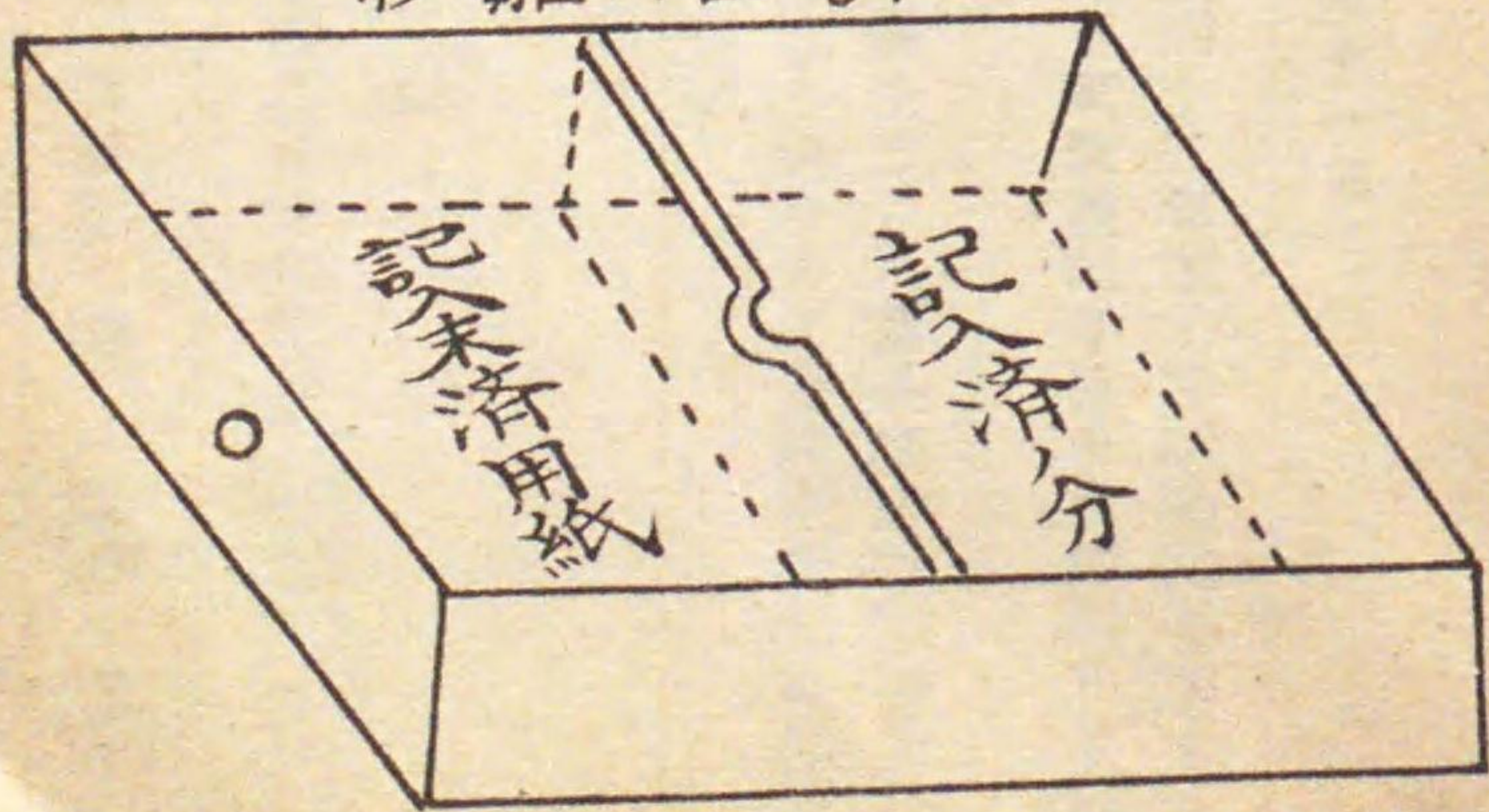
四〇

婚姻票	離婚票	出生票	死亡票	死産票	市町村送致 目録

函、雜形



形雜の出引



人口動態調査票保管函  
①(錠前)

市町村役場

## 一一、學事統計關係

### 學事年報取調條項及諸表樣式

(明治四十四年三月三十一日)  
(文部省訓令第二號)

改正大正九年第一號同十一年第十五號同十二年同十四年第一號同十五年第二號昭和二年第十五號同三年第十四號同年第十七號同四年第五號同五年第一號同七年第五號同年第十六號同八年第一號同年第十三號同年第二十一號

學事年報取調條項及諸表樣式別冊ノ通改正ス其ノ取調條項中甲欸ニ係ルモノ及諸表樣式中甲號並乙號ニ係ルモノハ每統計年度ノ調査ニ依リ翌年度六月十五日限其ノ乙欸ニ係ルモノ及諸表樣式中丙號ニ係ルモノハ每統計年度ノ調査ニ依リ翌年度十月三十一日限進達スヘシ  
本令ニ統計年度トアルハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテヲ云フ

(別冊略)

### 學事年報報告規程 (昭和三年三月六日) (縣訓令甲第四號)

第一條 學事年報ハ別冊所定ノ取調條項及統計表樣式並事務指定表ニ基キ毎年度 (其年四月一日ヨリ) ノ事實ヲ調査報告スベシ

第二條 學事年報ハ法令ニ基キ市役所、町村役場、學校、幼稚園、圖書館ニ備フル簿冊ニ據リ之ヲ調査スヘシ

其ノ簿冊ナキ部分ニ在リテハ可成實地ニ就キ調査スヘシ

第三條 學事年報中或日ノ現在數ヲ掲クヘキモノニ在リテハ其ノ日ノ最終時ニ於ケル事實ヲ七日以内ニ調査シ或期間内ノ事實ヲ掲クヘキモノニ在リテハ平素ノ發生、消滅變更等ニ常ニ注意シ期間終了後遲滞ナク調査スヘシ

第四條 本規程ニ定メタル期限内ニ報告シ能ハサル場合ハ豫メ其ノ事由ヲ具シ報告豫定期日ヲ定メ知事ニ開申スヘシ

第五條 本規程ハ昭和二年度ノ分ヨリ之ヲ施行ス

(別冊略)

### 一二、産業統計關係

農林省統計報告規則 (大正十四年十月二十八日) (農林省令第二十五號)

第一條 市町村長ハ別表統計様式ニ掲クル事項ヲ調査シ各其ノ様式ニ依リ之ヲ地方長官ニ報告スヘシ但シ其ノ報告期限ハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第二條 市町村長ハ前條ノ調査ヲ行フ爲市町村ニ調査區ヲ設ケ各調査區ニ調査員ヲ置クヘシ

第三條 調査區ハ大字、小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域又ハ調査事項ノ種類ヲ標準トシ當該市町村ニ於ケル産業ノ状態又ハ調査ノ難易ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ

第四條 調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル農林省統計調査ノ事務ヲ執行スヘシ

第五條 市町村長調査員ヲ任免シタルトキハ其ノ擔當調査區ト共ニ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出

ツヘシ

第六條 市町村長調査員ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ内容ヲ檢査シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ爲サシムヘシ

第七條 地方長官第一條ノ規定ニ依リ市町村長ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ別表各様式ニ依リ道府縣計ニ整理集計シ別表各様式ニ掲クル期限迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ

第八條 本則ノ規定ニ依リ蒐集シタル資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 農林省統計調査ニ關スル事務ニ從事シタル者其ノ職務ノ執行ニ關シ個人、法人又ハ組合ノ業務ニ付知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則 本則ハ大正十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式略)

調査上ノ一般注意

一、本調査事項ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外調査事實ノ存スル地ノ市町村ニ於テ之ヲ調査スヘシ

二、本調査ハ實地調査ヲ原則トスヘシ

三、本調査ニ於テ戸數ト稱スルハ個人タルト法人タルトヲ問ハス當該事業ヲ營ム者(事業主)ノ數ヲ

謂フ數人共同シテ一個ノ事業ヲ營ム場合ニハ一戸トシテ計算スヘシ

四、本調査ニ於テ場數ト稱スルハ工場タルト家庭内ノ作業場タルトヲ問ハス當該生産事業ノ目的トスル作業ヲ爲ス一定ノ場所ノ數ヲ謂フ

五、學校、試験場、講習所等ニ於ケル生産品及自家用生産品ニ關シテハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外之ヲ調査スヘシ

六、他ヨリ委託ヲ受ケ一定ノ工賃ヲ得テ行フ賃製造ニ關シテハ製造場數設備（製造場内ノ機械器具等）及職工數ハ賃業者所在地ノ市町村ニ於テ之ヲ調査シ製品ノ數量價額ハ委託者所在地ノ市町村ニ於テ之ヲ調査スヘシ

七、價額ハ一年ヲ通シテ生産セラルル物品ニ付テハ當該一年間ニ於ケル其ノ地方市場卸賣平均價格ニ依リ、季節ニ於テ生産セラルル物品ニ付テハ當該季節ニ於ケル其ノ地方市場卸賣平均價額ニ依ルヘシ

八、數量ノ單位ニシテ地方慣行ノモノカ樣式ニ定メタルモノト異ル場合ニ於テハ樣式所定ノ單位ニ之ヲ換算スヘシ

九、取引ノ慣行ニ於テ一斤ヲ百六十匁トシテ計算セサル場合ト雖本調査ニ於テハ總テ之ヲ百六十匁トシテ計算スヘシ

一〇、單位未滿ノ數ハ之ヲ四捨五入スヘシ  
一一、調査事項ニ關シ事實ナキモノニ付テハ縦線（—）ヲ引クヘシ

一二、調査事實ニ關シ前年ニ比シ著シキ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スヘシ

農林省統計報告規則施行細則（大正十四年十二月二十八日）  
縣訓令甲第二十一號

第一條 市町村長ハ農林省統計報告規則ニ依リ所定ノ事項ヲ調査シ別記期限迄ニ市町村長ハ知事ニ報告スヘシ

第二條 市町村長ハ農林省統計樣式中第八食用農產物、第九園藝農產物、第一八菓製品、第四三沿岸漁獲物、第四六水產製造物及第五三林野產物ノ各表ニハ別記附表樣式ノ事項ヲ調査シ之ヲ添付報告スヘシ

第三條 農林省統計材料ハ當業者若ハ實地ニ就キ精確ナル方法ニ依リ之ヲ蒐集スヘシ  
前項ニ依リ材料ヲ蒐集スルトキハ可成小票又ハ文書ヲ以テシ之ヲ用フルコト能ハサル場合ハ便宜ノ方法ニ依リ且何レノ場合ニモ其ノ計數ノ根據ヲ明カニスヘシ

當業者ヨリ直接蒐集シタル材料ハ之ヲ秘密ニ取扱ヒ故ナク他ニ漏洩スヘカラス  
第四條 市町村長調査區並調査員ヲ設置シタルトキハ調査區ノ略圖並調査員ノ氏名、職業、生年月日、擔當調査區ヲ市町村長ハ知事ニ届出ツヘシ其ノ異動アルトキ亦同シ

前項ノ調査區並調査員ノ設置ハ市町村ノ狀況ニ依リ商工省統計調査區並調査員ヲシテ兼ネシムルコトヲ得

第五條 統計報告書ニハ調査ノ確實ヲ證スル爲其擔當者ヲシテ表名ノ下ニ認印セシメ表ノ末尾餘白ニ進達年月日、職氏名ヲ記シ捺印ノ上提出スヘシ

大正十五年一月一日ヨリ本則ニ依リ取扱フヘシ

(別記略)

商工省統計報告規則 (大正十四年十月二十八日)  
(商工省令第十一號)

第一條 市町村長ハ別表様式ニ掲クル事項ヲ調査シ各其ノ様式ニ依リ之ヲ地方長官ニ報告スヘシ  
但シ其ノ報告期限ハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第二條 市町村長ハ前條ノ調査ヲ行フ爲市町村ニ調査區ヲ設ケ各調査區ニ調査員ヲ置クヘシ

第三條 調査區ハ大字、小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域又ハ調査事項ノ種類ヲ標準トシ當

該市町村ニ於ケル産業ノ状態又ハ調査ノ難易ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ

第四條 調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル商工省統計調査ノ事務ヲ執行

スヘシ

第五條 市町村長調査員ヲ任免シタルトキハ其ノ擔當調査區ト共ニ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出

ツヘシ

第六條 市町村長調査員ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ内容ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ

爲サシムヘシ

第七條 地方長官第一條ノ規定ニ依リ市町村長ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ別表各様式ニ依リ道

府縣計ニ整理集計シ別表各様式ニ掲クル期限迄ニ商工大臣ニ報告スヘシ

第八條 本則ノ規定ニ依リ蒐集シタル資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 商工省統計調査ニ關スル事務ニ從事シタル者其ノ職務ノ執行ニ關シ個人、法人又ハ組合

ノ業務ニ付知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本則ハ大正十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式略)

調査上ノ一般注意

一、本調査事項ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外調査事實ノ存スル地ノ市町村ニ於テ之ヲ調査スヘシ

二、本調査ニ於テ場數ト稱スルハ工場タルト家庭内ノ作業場タルトヲ問ハス當該生産事業ノ目的ト

スル作業ヲ爲ス一定ノ場所ノ數ヲ謂フ

三、職工數ニハ事業主又ハ其ノ家族ト雖事實其ノ業務ニ從事スルモノヲ含ム

四、場數及職工數ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總テ年末現在ニ依リ調査スヘシ但シ特別ノ事情ニ

依リ年末ニ於テ作業場及職工ナク又ハ其ノ甚シク多數又ハ少數ナル事業ニ付テハ其ノ通常ノ作業

状態ニ於ケル場數及職工數ヲ記載スヘシ

五、學校、試験場、講習所等ニ於ケル生産品及自家用生産品ニ關シテハ調査ヲナスコトヲ要セス

六、他ノ製造品ノ副産物トシテ産出セラルル物品(大豆油粕ノ副産物トシテ産出セラルル大豆油ノ

如シ)ニ關シテハ其ノ數量及價額ノミヲ調査スルヲ以テ足り製造場數、設備(製造場内ノ機械器具等)及職工數ニ付テハ調査ヲ要セス

七、他ヨリ委託ヲ受ケ一定ノ工賃ヲ得テ行フ賃製造(織元ヨリ委託ヲ受ケテ行フ賃織ノ如シ)ニ關シテハ製造場數、設備(製造場内ノ機械器具等)及職工數ハ賃業者所在地ノ市町村ニ於テ之ヲ調査シ製品ノ數量及價額ハ委託者所在地ノ市町村ニ於テ之ヲ調査スヘシ

八、價額ハ調査期間内ニ於ケル其ノ地方市場卸賣平均價格ニ依ルヘシ

九、數量ノ單位ニシテ地方慣行ノモノカ様式ニ定タルモノト異ル場合ニ於テハ様式所定ノ單位ニ之ヲ換算スヘシ

一〇、取引ノ慣行ニ於テ一斤ヲ百六十匁トシテ計算セサル場合アリト雖本調査ニ於テハ總テ之ヲ百六十匁トシテ計算スヘシ

一一、單位未滿ノ數ハ之ヲ四捨五入スヘシ

一二、調査事項ニ關シ事實ナキモノニ付テハ縦線(一)ヲ引クヘシ

一三、調査事實ニ關シ前年ニ比シ著シキ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スヘシ

商工省統計報告規則施行細則 (大正十四年十二月二十八日) (縣訓令甲第二十二號)

第一條 市町村長ハ商工省統計報告規則ニ依リ所定ノ事項ヲ調査シ別記期限迄ニ市町村長ハ知事ニ報告スヘシ

第二條 商工省統計材料ハ當業者若クハ實地ニ就キ精確ナル方法ニ依リ之ヲ蒐集スヘシ

前項ニ依リ材料ヲ蒐集スルトキハ小票又ハ文書ヲ以テシ且其ノ計數ノ根據ヲ明カニスヘシ  
當業者ヨリ直接蒐集シタル材料ハ之ヲ秘密ニ取扱ヒ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第三條 市町村長調査區並調査員ヲ設置シタルトキハ調査區ノ略圖並調査員ノ氏名、職業、生年月日、擔當調査區ヲ市町村長ハ知事ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

前項ノ調査區並調査員ノ設置ハ市町村ノ狀況ニ依リ農林省統計調査區並調査員ヲシテ兼ネシムルコトヲ得

第四條 統計報告書ニハ調査ノ確實ヲ證スル爲其ノ擔當者ヲシテ表名ノ下ニ認印セシメ表ノ末尾餘白ニ進達年月日、職氏名ヲ記シ捺印ノ上提出スヘシ

附 則

大正十五年一月一日ヨリ本令ニ依リ取扱フヘシ

佐賀縣產業統計報告規則 (大正十五年十二月二十八日) (縣訓令第二十三號)

第一條 市町村長ハ別冊佐賀縣產業統計様式ニ掲クル事項ヲ調査シ各其ノ様式ニ依リ所定ノ期限迄ニ市町村長ハ知事ニ報告スヘシ

第二條 產業統計材料ノ蒐集及統計報告ニ關シテハ本則ニ規定セルモノノ外大正十四年十二月佐賀縣訓令甲第二十一號農林省統計報告規則施行細則並同年同月佐賀縣訓令甲第二十二號商工省統計報告規則施行細則ヲ準用ス

調査報告ニ關スル一般ノ注意

- 一、本様式ニ定ムル事項ハ別段ノ定メアルモノヲ除クノ外毎年調査シ報告期限内ニ必ス報告スヘシ
- 二、各表ニハ備考ヲ附シ顯著ナル増減盛衰等ノ理由ヲ説明スヘシ
- 三、或表ニ付其ノ地方ニ事實ナキトキハ其ノ旨ヲ報告スヘシ
- 四、或表中ノ調査事項數量單位ニ充タサルモ價額ハ單位ニ充ツルモノハ數量ニハ「〇」ヲ又事實ナキモノハ「―」ヲ事實未詳ノトキハ「未詳」ノ二字ヲ記入スヘシ
- 五、自家用生産品ト雖別段ノ定メアルモノヲ除クノ外之ヲ調査スヘシ
- 六、官公營ニ係ル試験場、講習所、學校等ニ於ケル生産品ト雖別段ノ定メアルモノヲ除クノ外之ヲ調査スヘシ
- 七、價格ノ計算方ニ付テハ調査事實ノ屬スル年中ニ於ケル其ノ地方市場相場ヲ平均シタルモノヲ以テ計算スヘシ
- 八、單位ノ稱呼ハ必ス様式ニ基キ調査スヘシ
- 九、數位ハ單位以下四捨五入ノ法ヲ用ユヘシ
- 一〇、一斤ハ百六十匁、一封度ハ百二十匁九分五厘ヲ以テ計算スヘシ
- 一一、製造戸數ハ年末現在ニ依リ其ノ製造場ト自宅トヲ問ハス總テ製造ニ従事スル場合ヲ謂ヒ事業者一人ニシテ數個ノ場所ヲ有スル場合ハ各別ニ之ヲ計算スヘシ但シ事業主ノ數ハ之ヲ備考トシテ記入スヘシ

- 一二、職工數ハ事業主又ハ家族ト雖事實其ノ職ヲ營ミタル者ハ之ヲ計算シ一日平均使用數ヲ記入スヘシ
- 一三、報告表ハ謄寫シ校合スルニ止メス更ニ檢算シ違算ナキヲ期スヘシ
- 一四、用紙ハ總テ美濃判ヲ用ユヘシ

一三、會社統計關係

會社統計規則 (大正十四年十月二十八日 商工省令第十二號)

- 第一條 會社ノ代表者ハ別記様式ノ會社票ニ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ該當事項ヲ記入シ翌年一月十五日迄ニ其ノ本店又ハ主タル事務所所在地ノ市町村長ニ提出スヘシ但シ請算中又ハ破産手續中ノ會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 市町村長前條ノ會社票ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ二月十日迄ニ地方長官ニ提出スヘシ
- 地方長官前項ノ會社票ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ番號ヲ記入シ三月末日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ
- 第三條 第一條ノ規定ニ依リ提出シタル會社票ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第四條 第一條ノ規定ニ依ル會社票ノ提出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ事項ヲ記入シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本則ニ依ル職務ニ依リ知得シタル會社ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六條 本則中町村長トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スベキモノトス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(樣式略)

會社統計規則施行手續 (大正十四年十二月七日) (縣令第七十八號)

第一條 會社統計規則第一條ニ依リ會社代表者ノ提出スヘキ會社票用紙ハ會社ノ本店又ハ主タル事務所所在地ノ市町村長ヨリ之ヲ交付ス

會社票用紙ノ交付ヲ受クヘキ會社代表者ニシテ其ノ提出期限七日前迄ニ之カ交付ヲ受ケサルトキハ速ニ當該市町村長ニ申出交付ヲ受クヘシ

第二條 市町村長ハ管内ノ配付ニ要スル會社票用紙ノ配送ヲ受ケタルトキハ遅クモ翌年一月七日迄ニ該當會社代表者ニ交付ヲ了スベシ

市町村長前條第一項第二項ニ依リ會社票用紙ノ交付ヲ了シタルトキハ直ニ其ノ會社名、會社代表者及會社所在地ヲ左記第一號書式ニ依リ市町村長ハ知事ニ報告スヘシ

第三條 市町村長ハ會社票提出ノ期限ヲ經過スルモ會社票ヲ提出セサル者アルトキハ其ノ提出方ヲ催告スヘシ

第四條 市町村長ハ會社代表者ヨリ會社票提出ヲ受ケタルトキハ其ノ記入ノ内容ヲ檢査シ若シ誤謬脱漏又ハ虚偽ノ記入アリト認メタルトキハ之カ訂正ヲ求メ記入ノ正確ヲ期スヘシ

第五條 市町村長ハ會社票正本ヲ謄寫シテ副本一通ヲ作り正副各別ニ一括シテ第一號書式ノ送致目錄ヲ添ヘ所定ノ期限迄ニ知事ニ提出スヘシ

第六條 (削除)

第七條 市町村長ハ第三條ノ催告ニ應セス第又四條ニ依リ注意ヲ與フルモ尙虚偽ノ報告ヲ改メサル者アルトキハ申立書ヲ徴シ且ツ其ノ事由ヲ知事ニ具申スヘシ

(第一號書式) 會社票用紙交付報告

會社名稱	會社代表者氏名	會社所在地

右報告候也

宛 年 月 日

市町村長



(第二號書式)

會社票進達目錄

會社種別	會社票數(正本)	備考
株式會社		
株式合資會社		
合資會社		
合名會社		
計		

右ノ通進達候也

年 月 日

市町村長

知事宛

一四、勞働統計關係

統計資料實地調査ニ關スル法律

(大正十一年四月十九日)  
改正 昭和四年法律第一號  
(法律第五十二號)

第一條 政府ハ農業及勞働ニ關スル統計資料蒐集ノ爲必要アルトキハ特ニ期日ヲ定メ全國ニ涉リ

又ハ一定ノ區域ヲ劃シテ本法ニ依ル實地調査ヲ行フコトヲ得

前項ノ實地調査ノ期日、範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 實地調査ニ依リテ蒐集シタル個ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條 實地調査ニ關スル事務ニ從事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得シタル個人、法人、組合

又ハ其ノ業務ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓

以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五條 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用キテ實地調査ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰

金ニ處ス

勞働統計實地調査令 (昭和十一年六月六日)  
勅令第四百四號

第一條 勞働統計實地調査ハ大正十三年ニ行ヒタル調査ヲ第一回調査トシ爾後三年毎ニ一回之ヲ行フ

勞働統計實地調査ハ工場、鑛山又ハ交通事業體(船舶ヲ除ク)ニ關スル調査ハ十月十日現在ニ依リ之ヲ行ヒ船舶ニ關スル調査ハ九月十一日ヨリ十一月十日ニ至ル期間内ニ帝國内地ノ港ニ入りタル船舶ニ在リテハ其ノ最初ニ帝國内地ノ港ニ入りタル日ノ現在ニ依リ、九月十日以前ヨリ引續キ帝國内地ノ港ニ在ル船舶ニ在リテハ九月十一日現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 本令ニ於テ鑛山ト稱スルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業體ヲ謂フ

本令ニ於テ交通事業體ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業體ヲ謂フ

五六

一 地方鐵道、軌道若ハ架空索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業ヲ營ムモノ  
二 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業又ハ岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ヲ營ムモノ

三 船舶法ノ適用ヲ受ケ海上運輸ニ従事スル船舶

本令ニ於テ勞働者ト稱スルハ賃銀又ハ給料ヲ得テ工場、鑛山又ハ交通事業體ノ作業ニ従事スル勞務者ヲ謂フ

第三條 勞働統計實地調査ハ官營ニ屬セザル工場若ハ鑛山又ハ交通事業體(船舶ヲ除ク)ニシテ第

一條第二項ノ期日ニ於テ五十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ又ハ總噸數千噸以上ノ船舶ノ事業主及勞働者ニ付之ヲ行フ但シ左記第一號ニ該當スル工場ニ在リテハ三百人以上、第二號ニ該當スル工場ニ在リテハ百人以上、第三號ニ該當スル工場ニ在リテハ十五人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノニ付之ヲ行フ

一 造船業、航空機製造、人造絹絲製造、絹絲紡績、毛絲紡績、麻絲紡績又ハ綿絲紡績ヲ營ムモノ  
二 瑛瑯品製造、セメント製造、精鍊業、金屬壓延業、電線・電纜製造、採鑛・採鑛・精鍊用機械器具製造、銃砲・彈丸・水雷製造、電動機・電氣機械器具製造、電氣通信機械器具製造、鐵道軌道車輛製造、自動車・自動自轉車製造、樂器製造、時計製造、肥料製造、火藥・其ノ他ノ發火物製造、マツチ製造、生絲製造、砂糖類製造、麥酒釀造又ハガス發生・供給業ヲ營ムモノ

三 木蠟・蠟製品製造、眞綿製造、毛撚絲製造、メリヤス・メリヤス品製造、建具・家具・指物類製造、漆器製造、疊表・花筵・莫蔴類製造・藁・麥稈・經木・棕栝細工又ハ箆・籠・行李類製造ヲ營ムモノ

第四條 第一條第二項ノ期日ニ休業セル工場、鑛山又ハ交通事業體(船舶ヲ除ク)ニシテ引續キ十月二十日迄休業シタルモノ及船舶ニシテ九月十一日ヨリ引續キ十一月十日迄繫留中ノモノニ關シテハ調査ヲ行ハズ

第五條 工場又ハ鑛山ノ事業主ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 工場又ハ鑛山ノ名
  - 二 工場又ハ鑛山ノ所在地
  - 三 事業ノ種類
  - 四 勞働者現在數
  - 五 一日ノ所定勞働時間
  - 六 一日ノ所定休憩時間
  - 七 一月ノ所定休業日數
  - 八 實物給與ノ種類及價額
- 第二條第二項第一號又ハ第二號ニ該當スル事業體ノ事業主ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 事業體ノ名

五七

- 二 事業體ノ所在地
- 三 事業ノ種類
- 四 労働者現在數
- 五 一日ノ所定労働時間
- 六 實物給與ノ種類及價額
- 船舶ノ事業主ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 船名
- 二 總噸數及公稱馬力
- 三 船籍港
- 四 航行區域
- 五 船舶ノ用途
- 六 乗組普通船員現在數
- 七 一日ノ所定労働時間
- 八 實物給與ノ種類及價額
- 労働者ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 氏名
- 二 男女ノ別

- 三 出生ノ年月日
- 四 出生地
- 五 配偶者ノ有無
- 六 教育ノ程度
- 七 職名
- 八 就業ノ年月數
- 九 賃銀又ハ給料
- 十 實物給與ノ有無
- 第六條 労働統計實地調査ハ各工場、鑛山又ハ交通事業體ニ就キ之ヲ行フ但シ調査ノ際工場、鑛山又ハ交通事業體ニ出勤セザル者ニ付テハ其ノ居所ニ就キ之ヲ行フコトヲ得
- 第七條 事業主ハ第五條第一項各號ノ事項、同條第二項各號ノ事項又ハ同條第三項各號ノ事項ヲ労働者ハ同條第四項各號ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス
- 第八條 事業主自ラ工場、鑛山又ハ交通事業體(船舶ヲ除ク)ノ管理ヲ爲サザル時ハ事實上之ヲ管理スル者ヲ事業主ト看做ス
- 船舶ニ在リテハ船長ヲ事業主ト看做ス
- 第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ工場及交通事業體(船舶ヲ除ク)ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十條 鑛山監督局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ鑛山ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十一條 遞信局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ港ニ在ル船舶ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督シ及第十三條第二項ノ場合ヲ除クノ外調査ノ執行ヲ管掌ス

第十二條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ受ケ其ノ管轄區域内ノ工場及交通事業體(船舶ヲ除ク)ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十三條 市町村長ハ工場及交通事業體(船舶ヲ除ク)ニ在リテハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長)鑛山ニ在リテハ鑛山監督局長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ工場、鑛山及交通事業體(船舶ヲ除ク)ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ニシテ内閣總理大臣ノ特ニ指定スルモノハ遞信局長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ港ニ在ル船舶ニ關スル調査ノ執行ヲ管掌ス

第十四條 勞働統計實地調査ノ事務ノ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ府縣、鑛山監督局、管海官廳(管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ含ム以下之ニ同ジ)、府縣支廳又ハ市町村ニ勞働調査指導員ヲ置クコトヲ得

第十五條 勞働統計實地調査ノ事務ヲ執行セシムル爲管海官廳ニ勞働調査員ヲ、市町村ニ勞働調査員及勞働副調査員ヲ置ク

第十六條 勞働調査指導員、勞働調査員及勞働副調査員ハ府縣知事、鑛山監督局長又ハ遞信局長

ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

勞働調査指導員、勞働調査員及勞働副調査員ハ名譽職トス

第十七條 勞働調査員又ハ勞働副調査員故障アルトキハ管海官廳又ハ市町村長ハ之ニ代ルベキ適當ノ者ヲ選任シ其ノ職務ヲ執行セシムベシ

第十八條 勞働調査指導員ハ當該府縣知事、鑛山監督局長、管海官廳、府縣支廳長又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス

第十九條 勞働調査員及勞働副調査員ハ管海官廳又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ事業票用紙及勞働票用紙ノ配付、事業票及勞働票ノ蒐集、調査事項ニ關スル質問記入其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第二十條 官營ニ屬スル工場及鑛山、國有鐵道(之ニ關聯スル國營自動車ヲ含ム)竝ニ政府管掌ノ郵便、電信及電話事業ニ關シテハ本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ其ノ手續ハ主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二十一條 本令中府縣支廳、府縣支廳長、市町村及市町村長町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、市長、區及區長ニ之ヲ適用シ府縣府縣知事トアルハ北海道廳北海道廳長官ヲ、府縣支廳府縣支廳長トアルハ北海道廳支廳北海道廳支廳長ヲ、町村町村長トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞働統計實地調査施行細則 (昭和十一年六月六日)

同 閣令第四號

### 一五、國勢調査關係

國勢調査ニ關スル法律 (明治三十五年十二月二日)

(法律第四十九號)

改正 明治三十八年第一三號、大正一一年第五一號

第一條 國勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝國版圖内ニ施行ス

前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル國勢調査ヲ施行ス

第二條 國勢調査ノ範圍、方法及經費ノ國庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一回國勢調査ヲ行フベキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

參考規程

昭和十年國勢調査施行令(昭和十年四月十三日勅令第八十二號)

昭和十年國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル件(昭和十年四月十三日勅令第八十三號)

昭和十年國勢調査施行細則(昭和十年四月十三日閣令第一號)

昭和十年國勢調査地方事務取扱規程(昭和十年四月十三日內閣訓令第一號)

國勢調査員心得(大正八年五月二十八日內閣訓令第三號)

### 一六、統計費補助關係

地方農林統計費補助規則 (昭和二年六月七日農林省令第十五號)

(昭和四年五月二十日農林省令第九號改正)

第一條 農林大臣ハ農林統計ノ改善ヲ圖ル爲道府縣ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲グル道府縣ノ經費ニ對シテ之ヲ交付ス

一 市町村ノ農林統計ニ關スル指導監督ノ爲設置スル專任職員ノ俸給及旅費

二 市町村ノ農林統計調査費補助ニ要スル經費

前項ニ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル道府縣ハ申請書ニ様式ニ依ル收支豫算書ヲ添へ前年度二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第四條 補助金ノ交付ヲ申請シ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨遲滞ナク農林大臣ニ届出ツベシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ翌年度七月三十一日迄ニ様式ニ依ル收支計算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

- 二 農林統計事務ノ處理不適當ト認メタルトキ
- 三 支出額ガ豫算額ニ達セザルトキ

何年度道府縣統計費收支豫算書(收支計算書)

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	增 減	備 考
	(決算額)	(豫算額)		
農林 第一號ノ經費				
農林 第二號ノ經費				
農林 ニ對スル分				
省補 同上第二號ノ經費				
助 計				
何々補助				何省統計費補助何圓
國庫負擔額				內俸給何圓何人分、旅費何圓、其ノ他何圓
道府縣負擔額				
計				

支 出

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	增 減	備 考
	(決算額)	(豫算額)		
俸 給				內農林統計指導監督職員何人、 月額何圓、何年設置
旅 費				內農林統計指導監督旅費何圓、 出張回数何回、延日數何日分
事 務 費				
講 習 會 費				
何 々				
何 々				
市 町 村 統 計 費				
道 府 縣 統 計 費				內農林統計ニ關スル分何圓
計				

注 意

- 一 收入中農林省補助欄ニハ其ノ年度ノ補助申請額ヲ記載スベシ
- 二 收入中何々補助欄ニハ其ノ年度ニ於テ農林省以外ヨリ道府縣統計費ニ對シテ受クベキ補助見込額ヲ記載スベシ
- 三 收入中國庫負擔額欄ニハ國庫補助金以外ニ於テ國費ヲ以テ支辨スル統計職員ノ俸給、旅費其ノ他ノ經費ニ關スル國費負擔額ヲ記載スベシ

- 四 支出中何々ノ欄ニハ當該道府縣經費ノ區分ニ依リ記載スベシ但シ區分シ難キ經費ニ付テハ大體ノ見積額ヲ記載スベシ
- 五 支出中各費目ニハ國費支辨ノ分ヲモ合算シ備考欄ニ其ノ内譯ヲ國費ト道府縣費トニ別テ尙第二條第一項第一號ノ經費ニ付テハ備考欄例示ノ如ク記載スベシ
- 六 備考欄ニ例示セルモノハ總テ其ノ年度ノ收支豫算額又ハ收支決算額ニ付記載スベシ
- 七 増減欄ノ減ニハ(△)印ヲ附スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ昭和四年度ニ限リ昭和四年六月三十日迄トス

地方農林統計費補助規則取扱方ニ關スル件 (昭和四年五月二十日統第) 一五四號農林次官通牒)

五月二十日農林省令第九號ヲ以テ昭和二年六月七日農林省令第十五號地方農林統計費補助規則改正相成候處右ハ從來市町村ニ於ケル農林統計調査ニ要スル經費ニ對シ補助シタルモノヲ道府縣ニ於ケル市町村ノ農林統計調査費補助ニ要スル經費ニ對シ補助スルコトニ改メタルモノニシテ近時農林統計ガ農村問題、食糧問題等解決ノ基礎資料トシテ益々重要ノ度ヲ加ヘ來レルニ鑑ミ之ガ刷新改善ヲ圖ルノ必要ヲ認メ地方統計機關ノ整備充實ヲ期スルト共ニ特ニ從來ヨリモ一層市町村ニ於テ直接調査ノ衝ニ當ル調査員ノ活動ヲ促シ以テ單位觀察ヲ正確ナラシムトスルモノニ有之候ヘバ道府縣及市町村ニ於テモ地方財政ノ許ス限リ從來ヨリモ一層茲ニ力ヲ致サレ度若シ之ガ爲ニ從來道府縣ニ於

テ此ノ種ノ爲ニ支出セル經費ノ減少ヲ見ルガ如キ事アラバ本補助金交付ノ趣旨ニモ反スル次第ニ有之候條補助金ノ交付方ニ付テハ左記要項ニ依リ取扱ノ上右ノ趣旨ヲ體シ農林統計ノ刷新改善ノ實ヲ擧グル様特ニ御配慮相煩度依命此段及通牒候也

追而從來ノ規定ニ基キ市町村ヨリ農林大臣宛提出セル補助申請書ハ地方長官宛提出セルモノトシテ取計ノ上市町村長ニモ其ノ旨示達相成様致度申添候

要 項

- 一 補助申請額ハ規則第二條第一項第一號ニ付テハ其ノ經費ノ四分ノ一ヲ標準トセラレタシ
- 二 規則第二條第一項第二號ノ補助金額ニ付テハ農林大臣ニ於テ道府縣ニ於ケル市町村農林統計費補助負擔額、市町村農林統計調査員手當總額、管内農林統計事務ノ概況、其ノ他適當ト認ムル事項ヲ標準トスル各道府縣ニ對スル配當見込額ヲ豫メ地方長官ニ通知スベキヲ以テ道府縣ニ於テハ右金額ニ基キ市町村農林統計費補助豫算ヲ編成セラレタシ
- 三 前號ニ基ク豫算成立セルトキハ毎年本省ヨリ指示スベキ市町村農林統計調査員手當、農林統計事務ノ概況、當該道府縣ニ於テ適當ト認ムル事項等ニ依ル配當標準ニ基キ管内市町村別配當標準額ヲ決定ノ上之ヲ市町村ニ對シ内示セラレタシ
- 四 管内市町村ヲシテ前號配當標準額ニ基キ市町村農林統計調査員手當ニ要スル經費ヲ計上シ地方長官ニ對シ市町村農林統計調査員手當總額ノ二分ノ一ヲ標準トシテ補助金交付ノ申請ヲ爲サシムル様取計ハレタシ但シ調査員手當總額ノ二分ノ一ガ配當標準額ニ達セザルモノハ其ノ

- 配當標準額迄申請セシメラレタシ  
 前項補助申請ノ場合ニハ様式第一號ニ依ル市町村統計費收支豫算書ヲ提出セシメラレタシ  
 五 管内市町村ノ補助申請書ヲ受領シタルトキハ様式第二號ニ依ル補助申請總括表ヲ作製シ五月三十一日迄ニ農林大臣ニ提出セラレタシ  
 六 管内市町村ヨリ提出スル收支計算書ハ様式第一號ニ依ラシメラレタク尙之ニ基キ様式第三號ニ依ル市町村農林統計費收支計算總括表ヲ作成シ規則第五條ニ依ル收支計算書ト共ニ農林大臣ニ提出セラレタシ  
 七 道府縣ヨリ提出スル補助金申請書ハ様式第四號ニ依ラレタシ  
 八 第五號中五月三十一日迄トアルハ昭和四年度ニ限り昭和四年六月三十日迄トス

第一號

何年度市町村統計費收支豫算書(收支計算書)

収入

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	増 減	備 考
	(決算額)	(豫算額)		
道府縣費補助				内農林統計ニ關スル分何圓
何々補助				

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	増 減	備 考
	(決算額)	(豫算額)		
市町村負擔額				内農林統計ニ關スル分何圓 内農林統計ニ關スル分何圓
計				

支出

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	増 減	備 考
	(決算額)	(豫算額)		
給料(俸給)				内農林統計調査員手當總額何圓 (調査區數何區、調査員數何人)
調査員手當				一人當手當何圓
事務費				
何々				
計				内農林統計ニ關スル分何圓

注意

- 一 收入中道府縣費補助欄ニハ其ノ年度ニ於テ道府縣費ヨリ市町村統計費ニ對シテ受クベキ補助見込額ヲ記載シ其ノ内農林統計ニ關スル分ヲ備考欄ニ例示ノ如ク記載スベシ  
 二 收入中何々補助欄ニハ其ノ年度ニ於テ道府縣以外ヨリ市町村統計費ニ對シテ受クベキ補助見込額ヲ記載スベシ



- 込額ヲ記載スベシ
- 三 收入中市町村負擔額欄ニハ當該市町村ニ於テ統計ニ要スル費用中道府縣等ヨリ受クル補助金以外ニ自ラ負擔スル費用ノ全額ヲ記載シ其ノ内農林統計ニ關スル分ヲ備考欄ニ例示ノ如ク記載スベシ
- 四 支出科目ハ市町村ニ於テ事實上統計ノ調査、編整、報告等ニ要スル費用ヲ適當ニ區分シ、區分シ難キ費用ニ付テハ大體ノ見積額ヲ記載スベシ
- 五 支出中給料(俸給)欄ニハ市町村ニ於テ統計事務ニ從事スル職員(調査員ヲ除ク)ニ支給スル給料俸給額ヲ記載シ其ノ員數ヲ專務者、兼務者別ニ備考欄ニ附記スベシ
- 六 支出中調査員手當欄ニハ調査員手當タル名稱ノ有無ニ拘ラズ事實調査員ニ對スル報酬ノ性質ヲ有スル經費ヲ記載スベシ若シ他ノ目的ニ對スル報酬ト合セ支給スル場合ニ於テハ大體ノ見積額ヲ掲上シ其ノ内農林統計ニ關スル分ヲ備考欄ニ例示ノ如ク記載スベシ
- 七 支出中事務費欄ニハ統計ニ關スル調査票、報告用紙、基礎帳簿等ノ作製ニ要スル費用其ノ他ヲ掲上シ其ノ内主ナルモノヲ備考欄ニ記載スベシ
- 八 臨時特別ニ統計事務ノ爲ニ支出スル經費ハ支出中適當ノ科目ヲ設ケ之ヲ記載スベシ
- 九 増減欄ノ減ニハ(△)印ヲ附スベシ

何年度市町村農林統計費補助申請總括表

市町村數	農林統計	收入豫算額		支出豫算額		備考
		道府縣費補助	市町村負擔額	調査員手當	其ノ他經費	
計		円	円	円	円	
農林統計		円	円	円	円	
調査區數						
區						
農林統計						
調査員數						
人						

- 注意
- 一 農林統計費補助申請額ガ當該市町村農林統計調査員手當總額ノ二分ノ一ヲ超ユル市町村ニ付テハ其ノ市町村數及超過金額ヲ備考欄ニ記載スベシ
  - 二 農林統計費補助申請ヲ爲サザル市町村及其調査區並ニ調査員ノ數ハ當該欄ニ朱記内書スベシ
  - 三 圓位以下ハ四捨五入スベシ

何年度市町村農林統計費收支計算總括表

計	市町村名			収入決算額			支出決算額			備考		
	農林統計	其ノ他	計	道府補助	市町村	計	調査交付員	一當手	調査員		其ノ他ノ	豫算額ニ對スル
				円	円	円	員數	員數	費		總額	減當
合計												
農林統計												
其ノ他												

注意

- 一 圓位以下ハ四捨五入スベシ
- 二 増減ノ場合ノ減ニハ(△)印ヲ附スベシ

補助金申請書

一金何圓也 規則第二條第一項第一號ノ經費ニ對スル分

一金何圓也 同上 第二號ノ經費ニ對スル分

右ハ地方農林統計費補助規則ニ依リ何年度農林統計國庫補助金トシテ交付相成度收支豫算書相添ヘ此段及申請候也

農林大臣宛

地方農林統計費補助規則取扱方ニ關スル件 (昭和十年十月二十四日一〇統第 二九〇五號農林次官依命通牒)

年 月 日

申請者 印

首題ノ件ニ關シテハ昭和四年五月二十日附統第一、五四四號ヲ以テ通牒致置候處今般右通牒ノ要項中左ノ通改正致候條此段及通牒候也

要項第四號 管内市町村ヲシテ前號配當標準額ニ基キ市町村農林統計調査員手當ニ要スル經費ヲ計上シ地方長官ニ對シ補助金交付ノ申請ヲ爲サシムル様取計ハレタシ

同第五號中 「様式第二號」ヲ「様式第一號」ニ改ム

同第六號 道府縣ハ様式第二號ニ依ル市町村農林統計調査員手當收支計算總括表ヲ作成シ規則

第五條ニ依ル收支計算書ト共ニ之ヲ農林大臣ニ提出セラレタシ  
 同第七號中「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ改ム  
 様式ヲ左ノ如ク改ム

第一號

何年度市町村農林統計調査員手當補助申請總括表

市町村補助申請總額	收入	豫算額	計	支出豫算額 (調査員手當總額)	備考
	市町村負擔總額				
市町村數	農林統計調査區數		區農林統計調査員數		人

注意

- 一 收入豫算額中市町村補助申請總額欄ニハ市町村ヨリ道府縣ニ對スル農林統計調査員手當補助申請額ヲ記載スベシ
- 二 同市町村負擔總額欄ニハ市町村ニ於ケル農林統計調査員手當總額中市町村補助申請總額ヲ控除シタル殘額ヲ記載スベシ
- 三 支出豫算額ノ調査員手當總額欄ニハ調査員手當タル名稱ノ有無ニ拘ラズ事實調査員ニ對スル報酬ノ性質ヲ有スル經費ヲ記載シ若シ他ノ目的ニ對スル報酬ト合セ支給スル場合ニ於テハ大体

- ノ見積額ヲ記載スベシ
- 四 補助申請ヲ爲サザル市町村及其ノ調査區 調査員ノ數ハ當該欄ニ朱書内書スベシ
- 五 圓位未滿ハ四捨五入スベシ

何年度市町村農林統計調査員手當收支計算總括表

市町村數	收入 決算額		計	支出決算額ニ對スル調査員手當總額ノ増減		備考
	道府縣補助費	市町村負擔額		調査員手當總額	調査員手當總額ノ増減	
市	円	円	円	円	円	何圓何錢人
町村						何圓何錢人
計						何圓何錢人
						道府縣費補助内譯 農林省補助額

注意

- 一 圓位未滿ハ四捨五入スベシ
- 二 増減欄ノ減ニハ△印ヲ附スベシ

第三號

補助金申請書

一金 何圓也 規則第二條第一項第一號ノ經費ニ對スル分  
 一金 何圓也 同 上第二號ノ經費ニ對スル分  
 右ハ地方農林統計費補助規則ニ依リ何年度農林統計國庫補助金トシテ交付相成度收支豫算書相添  
 (此段及申請候也)

年 月 日 申請者 印

農林大臣宛

地方商工統計調査費補助金交付ニ關スル件 (昭和二年九月五日統第一八〇三號)  
 (商工大臣官房統計課長通牒)

昭和二年度以降地方商工統計調査費補助金交付相成候ニ付テハ其ノ取扱方ニ關シ左記ノ通御了知相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 地方商工統計調査費補助金ヲ分チテ左ノ二種トス
  - (一) 市町村商工統計調査費補助金
  - (二) 道府縣商工統計費補助金
    - 一 市町村商工統計調査費補助金ハ産業統計調査員ニ對スル手當以外ニ道府縣商工統計費補助金ハ市町村商工統計事務指導監督ニ要スル旅費以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス
    - 一 本補助金ノ申請書ハ別紙第一號様式ニ依リ前年度二月末日迄ニ商工大臣ニ提出スヘシ
    - 一 市町村商工統計調査費補助金ヲ管内市町村ニ交付スル場合ニ於テハ豫メ各市町村ヲシテ補助

申請書ヲ道府縣宛提出セシムヘシ

- 一 道府縣右ノ補助申請書ヲ受理シタルトキハ之カ内容ヲ審査シタル上各市町村ニ於ケル面積、人口、工場若シクハ製造戸數、會社數、主要工産物産額及産業統計調査員數等ヲ基準トシテ之ノ補助割當額ヲ決定スヘシ
- 一 本補助金ノ收支決算報告ハ別紙第二號様式ニ依リ五月末日迄ニ商工大臣ニ提出スヘシ
- 一 支出額カ補助金額ニ達セサル場合ニ於テハ其ノ差額ハ之ヲ返還セシム

第一號 地方商工統計調査費補助申請書

地方商工統計調査費補助トシテ金 圓御補助相成度該豫算書相添此段及申請候也

豫算書

收入 備考

第 款

第 項

- 第 目 (市町村商工統計調査費補助)
- 第 目 (市町村商工統計事務指導)
- 第 目 (監督ニ要スル旅費)

圓 圓 圓 圓

支出 備考

第 款

第 項

- 第 目(市町村商工統計調査費補助)
- 第 目(市町村商工統計事務指導監督ニ要スル旅費)

圓 圓 圓 圓

備考

市町村商工統計調査費補助ト市町村商工統計事務指導監督ニ要スル旅費トノ區分明ラカナラサルモノニ付テハ其ノ算出ノ基礎ヲ明記スヘシ

第二號

地方商工統計調査費補助收支決算書

收入ノ部

豫算額

決算額

備

考

第 款

第 項

- 第 目(市町村商工統計調査費補助)
- 第 目(市町村商工統計事務指導監督ニ要スル旅費)

支出ノ部

豫算額

決算額

圓 圓 圓 圓 圓 圓

圓 圓 圓 圓 圓 圓

第 款

第 項

- 第 目(市町村商工統計調査費補助)
- 第 目(市町村商工統計事務指導監督ニ要スル旅費)

圓 圓

圓 圓

備考

市町村商工統計調査費補助ト市町村商工統計事務指導監督ニ要スル旅費トノ區分明ラカナラサルモノニ付テハ其ノ算出ノ基礎ヲ明記スヘシ

米生産統計改善補助金交付ニ關スル件 (昭和八年四月二十八日八統) 第九九六號農林次官通牒

米ノ生産統計ニ關シ市町村ニ於ケル調査方法ノ改善統一ヲ圖リ之ガ統計ノ充實ヲ期スルハ米穀政策其ノ他ノ基礎的資料ノ整備上刻下ノ急務ナリト認メ政府ハ本年度ヨリ別記要項ニ基キ豫算ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ補助金ヲ交付シテ其ノ目的ノ達成ヲ期スルコトト相成候條右趣旨ヲ體シ本省ノ施設ニ對應シ相當施設相成該統計刷新改善ノ實ヲ擧グル様特ニ御配意相成度依命此段及通牒候也 追而市町村ニ於ケル米生産統計事務ノ指導監督ノ任ニ當ルベキ道府縣ノ專任職員ニ付テハ至急其ノ設置方御取計相成度申添候

米生産統計改善補助金交付要項

一 補助金ハ左ニ掲グル道府縣ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス

- (一) 市町村ノ米生産統計事務ノ指導監督ニ從事セシムル爲道府縣ニ於テ設置スル專任職員ノ俸給及旅費

- (二) 市町村ノ米生産統計調査費ニ對シ道府縣ノ交付スル助成金
- 二 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
  - (一) 第一項第一號ノ費用ニ對スル補助金ニ在リテハ一道府縣ニ付專任職員一人ヲ限り其ノ俸給及旅費ノ二分ノ一以內トス
  - (二) 第一項第二號ノ費用ニ對スル補助金ニ在リテハ市町村ノ米生産統計調査ニ要スル費用ノ二分ノ一以內トス
- 三 補助金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ様式ニ依ル收支豫算書ヲ添へ前年度二月末日(昭和八年度ニ限り昭和八年六月三十日)迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スルコト
- 四 補助金ノ交付ヲ申請シ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケベキコト
- 五 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ翌年度七月三十一日迄ニ様式ニ依ル收支計算書ヲ農林大臣ニ提出スルコト
- 六 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項又ハ補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (二) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - (三) 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

七 本要項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス  
 様式

何年度道府縣米生産統計改善費收支豫算書 (收支計算書)

收 入

科 目	本年度豫算額		前年度豫算額		増 減	備 考
	(決算額)	円	(豫算額)	円		
第一項第一號ノ費用ニ對スル分						
第一項第二號ノ費用ニ對スル分						
計						
道府縣負擔額						
計						

支 出

科 目	本年度豫算額		前年度豫算額		増 減	備 考
	(決算額)	円	(豫算額)	円		
第一項第一號ノ專任職員ノ俸給						
計						
内國庫補助額何圓						
何年何月設置						



統計改善計畫總括表ヲ作成シ其ノ年五月三十一日(昭和八年度ニ限り六月三十日)迄ニ農林大臣官房統計課長宛提出スルコト

九、道府縣ハ毎年様式第二號ニ依ル市町村別米生産統計改善費收支計算表ヲ作成シ翌年度七月三十一日迄ニ農林大臣官房統計課長宛提出スルコト

一〇、道府縣ハ毎年様式第三號ニ依ル米作市町村數及米作農家戸數ヲ調査シ其ノ年十月十日迄ニ農林大臣官房統計課長宛提出スルコト

一一、道府縣ヨリ提出スル補助金申請書ハ様式第四號ニ依ルコト

一二、道府縣ハ米生産統計改善助成金交付ニ關シ取扱規程等ヲ定メタルトキハ其ノ規定等ヲ農林大臣官房統計課長宛報告スルコト 之ガ改廢ヲ爲シタル場合亦同ジ

様式  
第一號  
何年度市町村米生産統計改善計畫總括表  
收入

道府縣助成金	金	額	備	考
市町村負擔額				
計				

計	支	出	金	額	備	考
米生産統計	調査員手續當計				調査員何人分 一人當何圓	
坪刈實施費					何箇所分 一箇所當何圓	
其ノ他ノ費用					何々	
計						

第二號  
何年度市町村別米生産統計改善費收支計算表

市町村名	收入	決算額	支出	決算額	調査	備	考
	道府縣市町村助成金負擔額	計	米生産統計調査員手当總額	坪刈實施費 其ノ費用	區數		
	計		計	計			



市計			
郡計			
合計			

内道府縣助成金何圓、  
 道府縣費ニ對スル國庫  
 補助何圓

市計

郡計

合計

第四號

補助金申請書

一金何圓也 交付要項第一項第一號ノ費用ニ對スル分  
 一金何圓也 交付要項第一項第二號ノ費用(内市町村負擔見込總額何圓)ニ對スル分  
 右ハ米生產統計改善補助金交付要項ニ依リ何年度米生產統計改善費國庫補助金トシテ交付相成  
 度收支豫算書相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

農林大臣宛

申請者 印

產業統計費補助規程 (昭和五年一月二十四日)  
 (縣告示第四十二號)

第一條 産業統計(農林、商工統計及縣産業統計)ノ改善ヲ圖ル爲市町村ニ對シ本規程ニ依リ每年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ市町村ニ於ケル産業統計調査ニ要スル經費ニ對シ交付ス

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル市町村ハ第一號様式ニ依ル申請書ニ第二號様式ニ依ル收支豫算書ヲ添ヘ前年度三月三十一日迄ニ知事ニ提出スヘシ

第四條 補助金ノ交付ヲ申請シ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村前條ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨遲滯ナク知事ニ届出ツヘシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村ハ翌年度七月三十一日迄ニ第二號様式ニ依ル收支決算書ヲ知事ニ提出スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハステニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、産業統計事務ノ處理不適當ト認メタルトキ

三、支出額カ豫算額ニ達セサルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和四年度補助申請ニ關シテハ既ニ提出セル農林統計費補助申請及商工統計費補助申請ヲ以テシ別

ニ本規程ニ依リ提出スルヲ要セス  
第一號様式

産業統計費補助申請書

一金 圓也

内 譯

金 圓 農林統計ニ關スル分

金 圓 商工統計ニ關スル分

金 圓 縣産業統計ニ關スル分

右ハ昭和 年度産業統計費補助トシテ交付相成度收支豫算書相添へ此段及申請候也

昭和 年 月 日

知事 宛

市町村長 印

第二號様式

昭和 年度市町村産業統計費收支豫算書  
收入之部 (決算)

科 目	本年度豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (豫算額)	増	△減	備 考
農林統計補助	円	円			

科 目	本年度豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (豫算額)	増	△減	備 考
商工統計補助					
縣産業統計補助					
市町村負擔額					
計					

支出之部

科 目	本年度豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (豫算額)	増	△減	備 考
給料 (俸給)	円	円			内 農林統計ニ關スル分何人、兼務者何人、専務者何人、兼務者何人
調査員手當					内 農林統計ニ關スル分何人、兼務者何人、専務者何人、兼務者何人
旅 費					内 農林統計ニ關スル分何人、兼務者何人、専務者何人、兼務者何人



第四條 補助金ノ交付ヲ申請シ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受ケヘシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村ハ翌年度七月三十一日迄ニ第二號様式ニ依ル收支決算書ヲ知事ニ提出スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本規程又ハ補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 三 支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中三月末日迄トアルハ昭和八年度ニ限り昭和八年九月三十日迄トス

第一號様式

米生産統計改善費補助申請書

一金 圓也

右ハ昭和 年度米生産統計改善費補助トシテ交付相成庫收支豫算書相添ヘ此段及申請候也

昭和 年 月 日

市町村長 印

佐賀縣知事

殿

第二號様式

昭和 年度市町村米生産統計改善費收支豫算書(收支計算書)

收 入

科 目	本年度豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (豫算額)	増	減	備	考
縣補助金						
市町村負擔額						
計						

支 出

科 目	本年度豫算額 (決算額)	前年度豫算額 (豫算額)	増	減	備	考
米生産統計調査費						
第一項 調査員手當						調査區何區調査員何人分 一人當何圓
第二項 坪刈實施費						何ヶ所分 一ヶ所當何圓

第三項 其ノ他				何々
計				

一七、統計功勞者表彰關係

市町村農林統計從事員ノ選奨ニ關スル件

(昭和十年十二月十六日 十統第三一四八號農林次官通牒)

今般多年農林統計調査ニ從事スル市町村吏員並調査員ニシテ農林統計ノ改善刷新ニ貢獻スルトコロ顯著ナルモノヲ農林大臣ニ於テ選奨セラルルコトト相成候條左記御了知ノ上貴管内ニ右ニ該當スル者アリト認ムルトキハ其ノ事蹟及履歴ヲ調査シ毎年十月末日迄ニ之ヲ農林大臣ニ具申相成度依命此段及通牒候也

追而昭和十年度ニ限り右ハ昭和十一年一月二十日迄ニ具申相成度申添候

記

一、具申スベキ者ハ滿五年以上農林統計調査ノ事務ニ勤續從事シ且現ニ其ノ職ニ在ル者ノ中ヨリ其ノ人物及事蹟ヲ考査ノ上之ヲ決定スルコト

二、選奨ハ選奨狀ノ授與ヲ以テ之ヲ爲シ官報ニ之ヲ掲載ス農林統計ノ改善刷新ニ貢獻スルトコロ特ニ顯著ナル者ニ對シテハ銀杯又ハ木杯ノ授與ヲ併セ行フコトアルベシ

市町村農林統計從事員ノ選奨ニ關スル件 (昭和十年十二月十六日十統第一〇二三號農林大臣官房統計課長通牒)

首題ノ件ニ關シ十二月十六日附十統第三一四八號ヲ以テ農林次官ヨリ依命通牒相成候處右ニ基ク具申ニ關シテハ左記事項御留意相成度此段及通牒候也

記

一 當分ノ内市町村吏員ニ付テハ五名以内、調査員ニ付テハ十名以内ヲ順位ヲ付シ具申スルコト

二 事蹟及履歴ノ調査ハ別紙様式ニ依ルコト

三 選奨狀授與ノ時期ハ概ネ紀元節頃トシ地方長官ヨリ之ヲ傳達スルモノトス但シ其ノ時期及傳達ノ方法ハ場合ニ依リテハ之ヲ變更スルコトアルベシ

(様式)

調査員 事蹟及履歴調査書

農林統計事務所 從事スル場所	道府縣	市郡	村町	調査區第	號
職名	位階勳等				
氏名					
生年月日	年	月	日	生	
農林統計事務所 從事スル年數	簡年	簡月	(自至)	年年	月月

事項		關係		他ノ		其ノ		由		賞		過去ニ於ケル受		性		職業		現住所		本籍		要概蹟事				
耕地面積	當總額	調查員手	當總額	調查員數	町	段	人	養蠶戶數	戶	人	段	人	家畜	飼養	戶	人	段	人	市郡	市郡	村町	村町	大字	大字	番地	番地

備考

注意

- 一 職名ニハ町長、村長、書記、調査員等ト記入スルコト
  - 二 職業ハ名譽職市町村長、調査員ニ限り之ヲ記入スルコト
  - 三 報酬給料及手當額欄ニハ名譽職ハ年報酬額調査員ハ年手當額、有給吏員ノ場合ハ月額給料ヲ記入スルコト
  - 四 其ノ他ノ關係事項ハ吏員ノ場合ハ其ノ市町村ノ事實調査員ノ場合ハ擔當調査區ノ事實ニ就キ最近ノ既存調査ノ結果ヲ記入スルコト
  - 五 事蹟ニ關スル參考資料等ハ可成詳細ノモノヲ別ニ添付スルコト
- 市町村農林統計從事員選奨ニ關スル件 (昭和十一年九月三十一日統計第七) (昭九號農林大臣官房統計課長通牒)
- 市町村農林統計從事員ノ選奨方具申ノ際提出スベキ事蹟及履歴ニ關シテハ昭和十年十二月十六日附十統計第一〇二三號通牒ノ次第モ有之候處右様式事蹟及履歴調査書中ノ事蹟ノ概要ニ就テハ本年度以降左記事項毎ニ具体的ニ之ヲ記載相成様致度此段及通牒候也

記

吏員ノ場合

- 一 調査方法ノ改善刷新ニ關スル事項
- 調査員ノ實地調査ノ際使用セシムル調査票及集計表等ヲ自ラ考案作成シタル場合ハ其ノ現物又

ハ様式ヲ添付スルコト

二 調査員ノ指導監督ニ關スル事項

調査員訓練會、統計事務研究會等ヲ開催セル場合ハ過去數箇年間ニ於ケル其ノ開催月日、回數其ノ訓練事項並研究事項ヲモ記載スルコト

三 市町村ヨリ道府縣ヘノ報告期限勵行ニ關スル事項

過去數箇年間ニ於ケル農林統計報告書ノ提出月日一覽表ヲ添付スルコト

四 農林統計ノ利用方ニ關シ努力考案シタル事項

五 一般市町村民ノ統計思想普及發達上努力シタル事項

六 調査員ノ優遇方ニ關シ努力シタル事項

七 統計ニ關スル研究心ノ程度ヲ具體的ニ表ハス事項

統計的特殊研究アラバ其ノ概要ヲ記載スルコト

調査員ノ場合

一 調査方法ノ改善刷新ニ關スル事項

實地調査ニ使用スル調査票及集計表等ヲ自ラ考案作成シタル場合ハ其ノ現物又ハ様式ヲ添付スルコト

二 報告期限勵行ニ關スル事項

農林統計報告書ノ提出月日一覽表ヲ添付スルコト

三 農林統計ノ利用方ニ關シ努力考案シタル事項

四 調査區民ノ統計思想普及發達上努力シタル事項

五 統計ニ關スル研究心ノ程度ヲ具體的ニ表ハス事項

統計的特殊研究アラバ其ノ研究ノ概要ヲ記載スルコト

六 其ノ他ノ事項

右ノ外本人ノ技能又ハ努力ニ依リ統計事務成績ノ向上ニ影響ヲ及ボシタリト認メラルル事項ハ洩レナク記載スルコト

地方功勞者表彰規程 (大正七年十月十二日  
縣訓令甲第二十一號)

第一條 地方自治ノ事務學リ地方ノ啓發進展ニ關シ左ノ事項ニ該當スル者ハ表彰ヲ行ヒ之ヲ縣報

ニ登載スヘシ

市町村

一、市町村ノ事務整善シ事業發達シテ成績佳良市町村民モ亦能ク和協シテ自治ノ基礎確立シ他ノ模範トナルヘキモノ

市町村吏員、議員

一、勤續十五年以上ニ及ヒ事務學カレル者

二、功勞顯著ナル者

三、精勵其ノ職ニ當リ事務整善シ他ノ模範トナルヘキ者

縣郡市町村小使、使丁

一、勤續十五年以上ニ及ヒ功勞アル者

一、他ノ模範トナルヘキ者

篤志者及私團體

一、共同ノ福利ヲ増進シ又ハ禍害ヲ防止スル有益ノ施設ヲ爲シ其他功績顯著ナル者

縣會議員

一、縣會議員ノ職ニ在ルコト十二年以上ニ及ヒ功勞顯著ナル者

第一條ノ二 解職ノ懲戒ヲ受ケタル者過失ノ爲解職セラレタル者又ハ刑ニ處セラレタル者ハ表彰

ヲ行ハサルコトアルヘシ

第二條 表彰ハ褒狀又ハ金品ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 市町村長ハ毎年十月ヲ期シ第一條ニ該當スル者(縣會議員ヲ除ク)ヲ調査シ詳細事項ヲ具

シテ内申スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ臨時内申スルコトヲ得

統計功勞者表彰規程 (昭和八年四月) 統計協會

第一條 市町村吏員又ハ統計調査員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

一、市町村吏員ニシテ滿三年以上統計事務ニ從事シ其ノ功績顯著ナル者

一、統計調査員ニシテ滿二年以上調査ニ從事シ他ノ模範タル者

一、統計ニ關シ特殊ノ施設又ハ考案ヲ爲シ特ニ裨益アリト認ムル者

第二條 市町村委員ハ前條ニ該當スル者アリト認ムルトキハ其ノ職、氏名、從事年數、及功績ヲ

調査シ翌年一月末日迄ニ會長ニ内申スベシ

第三條 會長ハ前條ノ内申ヲ審査ノ上之ヲ決定ス

但シ必要アリト認ムルトキハ評議員會ニ諮問スルコトアルベシ

第四條 表彰者ニハ表彰狀及金圓又ハ物品ヲ授與シ且ツ之ヲ統計時報ニ登載ス

### 一八、米生産統計關係

農林省統計報告規則中改正 (昭和八年六月二十日) 農林省令第十三號

農林省統計報告規則中左ノ通改正ス

農林省統計様式第三米第一回豫想收穫高表注意中第一號ヲ左ノ如ク改ム

一、作付段別ノ調査ニ付テハ左ノ規定ニ依ルベシ

(イ) 調査員ハ豫メ市町村桶付ノ字限圖、耕地圖其ノ他ノ資料ニ依リ米作見込地ノ田、畑、地番、

段別、河川、道路等ヲ表示シタル調査區見取圖ヲ作製シ置キ作付後速ニ調査區内ヲ巡回シ之ヲ

實地ト照合ノ上歩測又ハ間繩、測鏈等ヲ用フル丈量ニ依リ水稻陸稻別作付段別ヲ調査スベシ

(ロ) 病蟲害、風水害等ノ爲收穫皆無ト爲ルベキ見込ノ田畑ト雖モ作付ヲ爲シタルモノハ總テ其ノ

段別ヲ調査スベシ

(ハ) 同一ノ田畑ニ二回作ヲ爲シタル場合ニ於テハ各期ノ段別ハ之ヲ合算スベシ但シ第二回作付ノ

段別ハ備考欄ニ之ヲ記載スベシ

同様式第五米表注意中第二號ヲ左ノ如ク改ム



二、收穫高ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ調査スベシ

- (イ) 調査員ハ收穫前豫メ調査区内ノ米作地ヲ巡回シ水稻及陸稻ニ付粳米糯米別ニ其ノ作柄ノ良否及無收穫地ヲ調査スベシ
- (ロ) 調査員ハ調査區ニ付標準地ヲ選ビテ坪刈ヲ行ヒ且精農者ノ意見ヲ徴シ各作柄別一段歩收穫高ヲ見積ルベシ
- (ハ) 調査員ハ(イ)及(ロ)ノ調査及見積ニ基キ別ニ配布スル米生産統計調査基準票ヲ用ヒ調査区内ニ於テ其ノ年米作ヲ爲シタル農家毎ニ該調査区内ニ於ケル作付段別及收穫高ヲ調査スベシ但シ該調査区内ニ於テ其ノ年米作ヲ爲シタル農家ニシテ該調査區ノ屬スル市町村内ニ在ラザルモノノ分ニ付テハ農家毎ニ之ヲ調査スルヲ要セズ
- (ニ) 調査員ハ調査区内ニ在ル各農家ニ就キ別ニ配布スル米生産統計調査票ヲ用ヒ聴取又ハ農家ヲシテ記入セシムルノ方法ニ依リ農家毎ニ該調査區ノ屬スル市町村内ニ於ケル收穫高ヲ調査スベシ
- (ホ) 調査員ハ(ニ)ノ米生産統計調査票ニ依ル調査ノ結果ヲ(ハ)ノ米生産統計調査基準票ニ依ル調査ノ結果ニ照シ尙必要ニ應ジ精農者ノ意見ヲモ參酌シテ農家毎ノ收穫高ヲ審査決定スベシ但シ當該市町村内ニ在ラザル農家ノ該調査区内ニ於ケル收穫高ハ(ハ)ノ米生産統計調査基準票ニ依ル調査ノ結果ニ基キ之ヲ決定スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農林省統計報告規則中改正ノ件 (昭和八年六月二十四日八統計第四) (二九號農林大臣官房統計課長通牒)

首題ニ關シ本月二十日附農林省令第十三號ヲ以テ農林省統計報告規則別表統計樣式第三米第一回豫想收穫高表注意中第一號及第五米表注意中第二號改正相成候處右ハ米收穫高ノ基礎トナルベキ作付段別ニ就テハ地圖ニ據リ實地調査ヲ行ヒ收穫高ニ就テハ農家毎ニ調査票ヲ用ヒテ之ヲ調査シ坪刈調査ノ結果ニ照シ審査決定スルコトトシ以テ該調査ノ正確竝ニ全國的統一ヲ期セントスルモノニ有之候條左記取扱方御留意ノ上其ノ趣旨ヲ貴管内ニ徹底セシメ改正省令施行上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

米生産統計調査取扱方

- 一 作付段別ノ調査ニ關スル件
  - (一) 調査員ハ農林省統計樣式第三米第一回豫想收穫高表注意第一號(イ)ニ規定スル調査區見取圖ヲ携帶シ耕地ノ擴張潰廢ニ依ル田畑ノ増減、地目變換、區劃ノ變更等ニ留意シ該圖ヲ實地田畑ニ照合スルコト
  - (二) 調査員ハ米作ノ有無及水稻陸稻別ノ調査ヲ行ヒ其ノ區分ヲ色彩、記號其ノ他ノ方法ニ依リ調査區見取圖ニ表示スルコト
  - (三) 作付段別ニハ米作ナキ畦畔段別ハ之ヲ含メザルコト
  - (四) 調査員作付段別ノ調査ヲ了リタルトキハ調査區見取圖ニ記載シアル段別ヲ作付段別ニ修正スルコト
  - (五) 農林省統計樣式第五米表ノ作付段別調査ノ爲調査員ハ豫メ調査區見取圖ニ粳米糯米別ヲ記載

シ置クコト

二 作柄別區分及無收穫地ノ調査ニ關スル件

(一) 水稻及陸稻ノ粳米糯米別作柄ノ良否ニ就テハ之ヲ各上、中、下ノ三等級ニ分チ之ニ基キ米作地ヲ調査區分シ各其ノ區域ヲ調査區見取圖ニ色彩、記號其ノ他ノ方法ニ依リ表示スルコト但シ等級ハ調査區内ノ實情ニ依リ適宜之ヲ減ズルコトヲ得

(二) 調査員無收穫地ノ調査ヲ了リタルトキハ之ヲ調査區見取圖ニ表示スルコト

三 坪刈調査及一段歩收穫高見積ニ關スル件

(一) 調査員坪刈調査ヲ爲シタルトキハ別表様式第一號米生産統計調査區表中坪刈成績表ヲ作成スルコト

坪刈調査ニ用フル糶摺歩合ハ成ル可ク道府縣ニ於テ一定ノ標準ヲ示シ之ニ依ラシムルコト

(二) 調査員前項坪刈調査ノ結果ニ依リ作柄別一段歩收穫高ヲ調査シタルトキハ別表様式第一號米生産統計調査區表中見積一段歩收穫高表ヲ作成スルコト

四 米生産統計調査基準票ニ關スル件

(一) 米生産統計調査基準票(以下單ニ基準票ト稱ス)ハ別表様式第二號ニ依ルモノトシ其ノ用紙ハ農林省ヨリ道府縣ニ各所要ノ分ヲ配布シ道府縣ハ更ニ管内米作市町村ニ各所要ノ分ヲ配布スルモノトス

(二) 市町村長前項ノ基準票用紙ヲ受領シタルトキハ遲滞ナク之ヲ調査員ニ交付スルモノトス  
調査員ハ基準票作成前豫メ調査區内ニ在ル農家ニシテ該調査區ノ屬スル市町村内ニ米作ヲ爲

スモノ及該調査區内ニ米作ヲ爲ス農家ニシテ該調査區ノ屬スル市町村ノ他ノ調査區内ニ在ルモノニ付其ノ經營農家世帯主ノ住所又ハ居所及氏名ヲ調査シ別表様式第四號ニ依ル米作農家一覽ヲ作成スルコト

米作農家トハ世帯員中米作ヲ爲スモノアル世帯ヲ謂フ但シ學校、試驗場、組合、會社其ノ他法人又ハ團體ニシテ米作ヲ爲ス場合ニハ之ヲ農家ニ準ジテ取扱フモノトシ管理者ヲ置キテ米作ヲ爲ス場合ニハ該管理者ヲ農家トシテ取扱フコト(以下單ニ農家トアルハ之ニ同ジ)

(三) 調査員ハ調査區内ノ米作地ノ地番毎ニ其ノ經營農家世帯主ノ氏名ヲ調査シ之ヲ調査區見取圖ニ記載スルコト但シ調査區ノ屬スル市町村内ニ在ラザルモノノ米作地ニ就テハ氏名ヲ省略シ單ニ入作ノ旨記載スルコト

(四) 基準票ニ記載スベキ農家番號ハ米作農家一覽ニ記載スル當該農家ノ番號ニ依ルコト

(五) 基準票ニ記載スベキ作付段別ハ調査區見取圖ニ基キ水稻及陸稻ニ付粳米糯米別作柄等級別米作地及無收穫地ノ各作付段別ヲ計上スルコト

(六) 基準票ニ記載スベキ算出收穫高ハ別表様式第一號ニ依ル見積一段歩收穫高表ニ基キ各當該作付段別ニ各該當見積一段歩收穫高ヲ乘ジテ算出スルヲ原則トス

(七) 調査區内ニ米作ヲ爲シタル農家ニシテ該調査區ノ屬スル市町村ノ他ノ調査區内ニ在ルモノノ基準票ニ就テハ調査員其ノ基準票ノ備考欄ニ該經營農家世帯主ノ住所又ハ居所及氏名ヲ記載シ之ヲ市町村長ノ定ムル期限迄ニ市町村長ニ提出スルコト

市町村長前項ノ基準票ヲ受領シタルトキハ遲滞ナク該農家ノ在ル調査區ヲ擔當スル調査員ニ之ヲ送付スルコト

(八) 調査區内ニ米作ヲ爲シタル農家ニシテ該調査區ノ屬スル市町村内ニ在ラザルモノニ就テハ農家毎ニ基準標ヲ作成セズ便宜其ノ作付段別ヲ基準票一票ニ取纏メ之ニ基キ算出收穫高ヲ計上スルコトヲ得ルモノトス

五 米生産統計調査票ニ關スル件

(一) 米生産統計調査票(以下單ニ調査票ト稱ス)ハ別表様式第三號ニ依ルモノトシ其ノ用紙ハ農林省ヨリ道府縣ニ各所要ノ分ヲ配布シ道府縣ハ更ニ管内米作市町村ニ各所要ノ分ヲ配布スルモノトス

市町村長前項ノ調査票用紙ヲ受領シタルトキハ遲滞ナク之ヲ調査員ニ交付スルモノトス

(二) 調査票ニ記載スベキ農家番號ハ米作農家一覽ニ記載スル當該農家ノ番號ニ依ルモノトシ基準票ノ農家番號ニ必ズ符合セシメ置クコト

(三) 調査票ニ記載スベキ作付段別ハ收穫高ノ調査前豫メ調査員ニ於テ基準票ニ基キ水稻陸稻ニ付粳米糯米別ニ之ヲ記載シ置クコト

(四) 各農家ニ付收穫高調査ヲ爲ス時期ニ就テハ市町村長ニ於テ當該市町村ニ於ケル收穫、調製ノ狀況其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ之ヲ定ムルコト

(五) 米作ヲ爲シタル農家ニシテ調査時期ニ移轉ヲ爲シタルモノアルトキハ調査員間ノ通報又ハ當

該農家ニ對スル聽取其ノ他ノ方法ニ依リ調査ノ重複脱漏ナキ様注意スルコト

(六) 收穫高ノ調査ニ就テハ各農家ニ於テ調査當時未ダ調製ヲ了ラザルモノアルトキハ既ニ調製ヲ了リタル玄米ニ準ジ之ヲ見積ラシムルコト

(七) 調査員ハ調査票ノ收穫高欄ニ記載シアル收穫高ヲ基準票ニ記載シアル算出收穫高ニ照合シ誤ナシト認メタルトキハ調査票ノ收穫高ヲ收穫高審査欄ニ記載シ然ラザルトキハ耕作施肥ノ狀況、病蟲害、風水害等ニ依ル被害ノ程度其ノ他當該農家ノ米作ニ關スル特殊事情等ニ付調査シ尙必要ニ應ジ精農者ノ意見ヲモ參酌シテ該農家ノ收穫高ヲ審査決定シ之ヲ收穫高審査欄ニ記載スルコト

六 調査結果資料ノ整理提出ニ關スル件

(一) 調査員擔當調査區内ノ調査票ノ檢査ヲ了リタルトキハ之ヲ取纏メ別表様式第一號米生産統計調査區表中調査區結果表ヲ作成シタル後之ニ署名捺印スルコト

(二) 調査員調査區結果表ノ作成檢査ヲ了リタルトキハ基準票及調査票ト共ニ調査區結果表ヲ含ム米生産統計調査區表ヲ市町村長ノ定ムル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スルコト  
基準票及調査票用紙ノ殘餘ハ之ヲ市町村長ニ返付スルコト

(三) 市町村長ハ農林省統計様式第五米表ノ報告ト共ニ調査票ヲ地方長官(支廳アルトキハ支廳長ヲ經由)ニ提出スルコト

(四) 基準票及米生産統計調査區表ハ市町村長ニ於テ三箇年保存スルコト  
七 米ノ二回作ニ就テハ期作毎ニ前各項ノ手續ニ依リ調査ヲ爲スコト

第四號 米作農家一覽

郡 米作農家一覽  
市 區村町 第 調查區

農家番號	住	所	氏	名	備	考
第一號						
第二號						
第三號						
第四號						
〃						
〃						
第 號						

別表一様式





第二號

Blank ledger page with a grid pattern. Faint vertical text on the left edge reads "第二號".

Blank ledger page with a grid pattern. Faint vertical text on the left edge reads "第二號".

米生産統計調査基準票

第三號

第一號

このふたぜいぎんをかけるためつか  
本票は課税の標準には使へません

(切取線)

他の調査区の調査員に送付するものに就ては該經營農家世帯主の住所又は居所(大字、番地)及氏名を必ず備考欄に記載すること

農家番號 第 號

町郡市名區

市郡

區村町

農家番號 第 號

調査區番號 第 號

調査員捺印

備考	合	陸稻										水稻										作柄別
		糯米					粳米					糯米					粳米					
		計	無收穫	下	中	上	計	無收穫	下	中	上	計	無收穫	下	中	上	計	無收穫	下	中	上	
																					算出收穫高(玄米)	
																					石斗升	



米生産統計調査基準票

備考	合	計	陸稻						計	計	無收穫				
			糯米									粳米			
			計	無收穫	下	中	上	計				無收穫	下	中	上

番農家 第 號  
 番調査區 第 號  
 捺調査員 印

他の調査區の調査員に送付するものに就ては該經營農家世帯主の住所又は居所(大字、番地)及氏名を必ず備考欄に記載すること

(切取線)

米生産統計調査票

備考	合	計	水稲			計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計												
			糯米														粳米											
			計	無收穫	下												中	上	計	無收穫	下	中	上	計	無收穫	下	中	上

番農家 第 號  
 町郡市名區  
 市郡  
 區村町

このふだぜいぎんをかけるためつか  
 本票は課税の標準には使へません

そのごしじぶんであるまらや  
 むらごりいれたげんまいのたか  
 收穫高(玄米)

收穫高(玄米)審査  
 石斗升

番調査區 第 號  
 氏調査員  
 捺印

※欄は農家に記入を依頼し又は聴取の結果を記載すること、  
 尙裏面注意

米生産統計調査取扱方

(昭和八年七月二十四日統  
第一七〇號統計課長移牒)

米生産調査實施方法

(昭和八年八月五日統第一  
七〇號統計課長通牒)

一、耕地圖作製ニ關スル件

調査員ニ於テ調査區見取圖ヲ作製スルトキハ市町村長ハ市町村備付ノ字限圖、耕地圖、其他ノ資料ヲ提示シ作製上ニ關シ指導監督ヲナスコト

二、作付反別ノ調査ニ關スル件

作付反別ノ調査ハ米作付後成可速ニ着手シ遅クモ八月十日迄ニ完了スルコト但シ本年ニ限り九月十日迄ニ完了スルコトヲ得

三、坪刈ニ關スル件

- 1、調査員ニ於テ坪刈地ヲ選定スル際ハ精農家ノ意見ヲ參酌シ粳糯ニ分チ更ニ作柄ニ依リ上、中下ニ區分シ各階級ノ平均ト認ムルモノ各三箇所以上ヲ選定シ耕作者ノ承諾ヲ求メ置クヘシ但調査區内作柄ノ狀況ニヨリ階級ヲ設クルノ必要ナキトキハ之ヲ省略シ粳糯別ニ止ムルコトヲ得
- 2、調査區ニ於ケル坪刈期日ハ市町村長ニ於テ之ヲ定メ五日前ニ知事ニ報告スヘシ
- 3、稻株ノ刈取ハ晴天ノ日ヲ選ビ可成午後二時頃ヲ可トス
- 4、坪刈ハ左ノ方法ニ依リ行フヘシ

甲、水稻正條植ノ場合

イ、當該田ノ稻株間ノ中心ヲ基点トシ縱横各三間以上ノ方形ヲ畫キ此ノ内ニアル稻株數ヲ數ヘテ一坪當ノ株數ヲ算出ス

ロ、畦畔ヨリ約三尺ヲ隔テタル一角ヨリ對角線ニ沿ヒ右ノ株數ヲ刈取ル

ハ、刈取タル稻穂ハ之ヲ籾ト爲シ乾燥シ芒糝及藁屑等ハ之ヲ除去スヘシ

ニ、收量ハ其ノ全量ヲ量リ次ニ一升ノ重量ヲ精密ニ秤量シ此ノ重量ニ應シ別表ノ籾摺歩合減量標準票ヲ參考トシ一坪ノ玄米容量ヲ算出スヘシ

ホ、同一階級ニ屬スル數個ノ坪刈成績ハ之ヲ平均シ以テ反當收量ヲ算出スヘシ

乙、陸稻ノ場合

イ、當該畑ノ一ノ畝ノ中心ヨリ他ノ畝(四、五條以上隔テタル畝)ノ中心迄ノ距離及畝數ヲ調

ヘ一畝ノ平均幅ヲ算出シ之ヲ以テ六尺ノ平方積(三十六)ヲ除シテ得タル數ヲ一坪ニ對スル

延間數トシ此ノ延間數ニ對スル稻ヲ刈取ル

ロ、刈取ルヘキ稻ハ當該畑ニ於テ作柄ノ平均セルト認ムル畝タルヘシ

ハ、前項甲ノ「ハ乃至ホ」ヲ適用ス

乾燥籾ノ籾摺歩合減量標準表

品 種 名	乾籾一升ノ重量	籾 摺 歩 合
神 山	二七六	(容 量) 五七五六
神 德	二六四	五三九九

旭 一 號	二八〇	五八二二
雄 町 二 號	二六九	五五一六
太 郎 兵 衛 糯	二五六	五一五八
神 力 糯	二四八	五〇六二
横 槌 糯	二四六	五〇七二

一、本表ノ重量ハ生籾ヲ晴天ニ三日間位乾燥シタルモノニシテ水分ヲ約一三%含有シタル普通ノ乾燥程度ノモノトス

二、籾摺歩合ハ容量ノ歩合ニシテ例ヘハ神山ノ乾燥籾一升ノ重量二百七十六匁ノ場合ニハ其玄米ノ容量ハ五合七勺五六ト云フカ如シ

三、本表ハ中庸ノ出來榮ヲ普通程度ニ乾燥シタルモノニシテ大体ノ標準ヲ示シタルモノナルヲ以テ實施ニ當リテハ技術員、精農家等ノ意見ヲ徴シ稔實ノ程度、乾燥、調製如何ニ依リテ多少歩合ニ斟酌ヲ加ヘラレタシ

一九、其ノ他通牒拔粹

日本帝國統計年鑑資料ニ關スル件 (大正三年七月四日內閣甲第一一〇號) 內閣書記官長照會

帝國統計年鑑材料トシテ年々內閣統計局長宛差出相成候諸車及小船表ハ別紙様式ノ通改正候ニ付大

正三年度分ヨリ右ニ據リ同局長宛提出相成度

追而從來陸軍省徵發物件表中ノ諸車表ハ同省ニ於テ自今報告ヲ廢止シ帝國統計年鑑掲載ノ諸車表ニ據ルコトト協定相成候條爲念申添候

「様式略」

日本帝國統計年鑑資料ニ關スル件 (昭和五年二月二十七日局發第六一號) 內閣書記官長發

客年十二月一日資源調査令公布ニ伴ヒ内務報告例中自動車以下諸車ニ關スル例目追加セラレ候ニ付テハ從來大正二年七月四日內閣甲第一一〇號ニ基キ內閣統計局宛報告ノ諸車ニ關スル調査ハ昭和四年度限り之ヲ廢止可致ニ付右御了知相成度此段及通牒候

追而本年度分ハ從來通り六月末日迄ニ報告相煩度

農林省統計様式ニ關シ通牒ノ件 (昭和六年四月九日統計第一八二號) 農林大臣官房統計課長通牒

曩ニ蠶絲業法及同法施行規則改正實施セラレタル結果農林省統計様式中蠶種掃立枚數ノ換算方ニ付テハ昭和五年四月十日附統計第一六四號ヲ以テ通牒致置候處昭和六年以降ニ於テハ蠶種ノ數量ハ「グラム」ヲ以テ實際取引セラルルコトト相成候ニ付テハ從來ノ規定ニ依ル枚數ヲ廢止シ左記ニ依リ取扱相成様致度此段及通牒候也

「記略」

林野開墾制限禁止地面積調査ニ關スル件 (昭和三年六月一日統計第三一六號) 農林大臣官房統計課長照會

農林省統計資料トシテ林野開墾制限禁止地面積ニ關シ調査ノ必要有之候ニ付左記様式ニ依リ毎年御調査ノト報告相成度此段及照會候也

追而昭和二年分ニ限り本年六月末日迄ニ御報告相成度申添候

「様式略」

ナタネノ調査報告ニ關スル件 (昭和六年三月六日統計第一二三號) 農林大臣官房統計課長發

ナタネハ我國ノ貿易品トシテ將來益々重要ノ地位ヲ占ムルモノニ有之候ニ付テハ當分ノ内農林省統計様式第一〇工藝農産物其ノニナタネニ限り作付段別ハ別紙様式ニ依リ前年作柄ニ對スル其ノ年作柄ノ割合ト共ニ同様式所定ノ如ク調査報告相成度尙農林省統計様式第一〇其ノニナタネノ收穫高價額一段步收穫高單價ニ付テモ一般府縣ハ其ノ年八月末日迄ニ北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟及長野ノ一道八縣ハ其ノ年十月末日迄ニ御報告相成様御配慮相煩度此段及依頼候也

「様式略」

米作市町村數及米作農家戸數調ニ關スル件 (昭和十年六月二十日十統計第五〇) 一號農林大臣官房統計課長通牒

首題ニ關シテハ昭和八年五月二日附八統計第二六一號通牒様式第三號ニ依リ毎年調査相成居候處右様式第三號ヲ別表ノ通改正致候條本年ヨリ改正様式ニ依リ御調査ノ上報告相成度此段及通牒候也

豫想高報告方ニ關スル件 (大正十五年十月二十八日統計第三五二號) 農林大臣官房統計課長發

農林省統計報告様式中米麥其ノ他ノ豫想數量ノ報告ハ今後左記ノ如ク御取扱相成度此段及通牒候也  
製絲職工賃金、漁業者賃金、保安林、道府縣勸業費豫算ニ關シ調査ノ件

(大正十年六月三十日統計第一三二二號農商務大臣官房統計課長照會)

製絲職工賃金、漁業者賃金、保安林、道廳府縣勸業費豫算ニ關シ調査ノ必要有之候ニ付別紙様式ニ  
據リ大正十年分事實ヨリ御取調ノ上毎年御報告相成度此段及照會候也

「様式略」

綿織物産額調査ニ關スル件

(大正十五年十二月十五日  
官第八四八號官房主事通牒)

綿織物ハ我國主要工業物ノ一ニシテ其ノ産額ノ増減ハ國民經濟生活上重要ノ意義ヲ有スルヲ以テ商  
工省ニ於テ之ガ産額ヲ毎月調査發表スルコトニ相成候趣ヲ以テ調査方照會來リ候ニ付綿織物産額左  
記様式ニ依リ大正六年一月以降毎月調査ノ上翌月五日迄ニ當廳へ報告相成度此段及照會候也

追而本調査ハ綿織物ノ産額ノ概數ヲナルベク迅速ニ知ルヲ以テ目的トスルモノナルヲ以テ信用ア  
ル同業者ノ意見ニ基キ御調査相成度申添候

「様式略」

綿織物、絹織物及人造絹織物ノ産額調査ニ關スル件

(昭和九年一月二十三日九統第九  
九號商工大臣官房統計課長通牒)

綿織物ニ付テハ昭和二年一月以降、絹織物及人造絹織物ニ付テハ昭和五年一月以降毎月之ガ生産額  
ノ調査報告相煩居候處右生産額算定ノ基準タル單價ノ決定ニ付テハ原價、小賣値段及卸賣値段ノ何  
レカニ依リ又ハ之等ノ二種以上ヲ併用シ又ハ其ノ平均ニ依ル等各道府縣ノ取扱區々ニシテ統計ノ正

確ヲ期シ難ク候ニ付テハ本年一月分調査ヨリ右單價ハ工場渡値段ニ依リ現實ノ工場渡値段不明ナル  
場合ハ推定ニ依ル工場渡値段ニ依ルコトト致度此段及通牒候也

工場調査票提出方ニ關スル件

(昭和六年四月四日六統課第四二  
四號商工大臣官房統計課長發)

工場調査規則ニ基ク昭和四年末調査ノ工場調査票ニ付テハ所定ノ期限(四月十五日)ヲ著シク經過シ  
テ提出スル向不尠且其ノ記載事項ニ付テモ別表ノ通り誤記脱漏甚ダ多ク之ガ爲照會往復ヲ重ネ整理  
集計ヲ甚數困難ナラシメ延テハ統計發表ヲ著シク遅延セシムル結果ト相成ルヲ以テ將來此等ノ点ニ  
付篤ト御配意相成調査票ノ提出期限ハ之ヲ嚴ニ勵行セラルルハ勿論誤記脱漏等ノコトナキ様致度尙  
貴管下ノ工業主及關係調査員ニ對シテモ其ノ趣旨ヲ充分徹底セシメラル様御取計相成度此段及依  
賴候也

「別表略」

縣統計材料報告ニ關スル件

(大正十五年六月三十日  
縣訓令甲第四十六號)

縣統計材料別記様式ニ據リ大正十五年事實ヨリ調査シ市町村長ハ翌年一月末日迄ニ知事ニ報告スヘ  
シ

附 則

大正十四年二月佐賀縣訓令甲第二號縣統計材料報告ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

第一 山嶽ノ景況

第二 原野ノ景況

- 第三 河川ノ脉絡及船路
- 第四 嶋嶼ノ戸數及人口
- 第五 質屋ノ貸金
- 第六 銀行及質屋ノ金利

鮮海出漁船及漁獲高調査ノ件

(大正十三年十月二十二日 官第八〇六官房主事通牒)

縣統計書編纂材料ニ必要有之候ニ付鮮海出漁船及漁獲高調査左記様式ニヨリ毎年調査ノ上翌年五月末日限り報告相成度此段及照會候也

追而大正十二年分ハ可及的至急調査ノ上回報相成度申添候

「様式略」

人口靜態調査ノ件 (毎年照會)

參考資料トシテ必要有之候條昭和十一年十二月末日現在ニ於ケル本籍人口、現在人口、現在戸數左記様式ニ依リ翌年一月末日限御回報相煩度此段及照會候也

「様式略」

市町村勢一覽調査方ノ件

(昭和九年七月統第二五五號) 統計課長通牒

地方統計ノ整備ニ關シテハ夫々御配慮中ノコトト被存候處市町村勢綜合觀察ニ資スル爲別紙様式ニ基キ市町村勢一覽調製相成毎年年末迄ニ二通御提出相成度此段依命通牒候也

尙本年ハ調査完了次第遲滞ナク御報告相成度用紙ハ縣ヨリ必要數送付致スヘク候條申添候

水稻作況調査報告ニ關スル件

(大正十五年八月四日 官第六三八號官房主事通牒)

農林省統計第二水稻作況ハ來ル八月十五日現在ニ依リ調査シ翌十六日迄ニ其ノ作況ヲ普通作況(前五ヶ年ニ於ケル中庸ノ作柄ヲ謂フ)ニ對比シ單ニ良不良等ノ區分ノミニ依リ表示シ報告セラルルコトニ相成居候處從來ノ實績ニ徴スルニ其ノ調査ノ基礎確實ナラザルモノアリ爲メニ縣全般ノ調査ヲシテ不確實ナラシムルノ嫌有之甚ダ遺憾ニ被存候ニ付本年調査ヨリ左記様式ニ依リ調査シ必ス期日ヲ失期セサル様御報告相成度及照會候也

「様式略」

米ノ豫想收穫高及實收高報告ニ關スル件

(昭和八年九月九日八統計第六三三) 九號農林大臣官房統計課長通牒

米ノ豫想收穫高及實收高ノ報告ニ關シテハ毎年特別ノ御配慮相煩居リ本年モ夫々御手配中ノ事ト存候處本調査ハ重要ナル調査ナルノミナラズ本年ヨリハ作付段別及實收高ノ調査方法ヲ全國的ニ改善統一シタルヲ以テ其ノ成果ハ各方面ニ於テ注視致居候ニ就テハ左記事項御留意ノ上其ノ報告期限ニ遅レザル様相成ベキハ勿論報告期限前ト雖モ調査完了次第電報其ノ他ニ依リ速ニ報告當省ニ到着スル様特ニ御手配相煩度此段及通牒候也

記

一、當省ニ於テハ道府縣ヨリノ報告到着スルニ順ヒ之ヲ數回ニ分ケテ公表スベキニ付本件ハ纏マリ次第敏速ニ報告セラレタキコト 尙當省ニ於テハ報告ノ都度公表スベキ道府縣ノ分ニ就テハ當該

地方長官宛豫メ公表日時ヲ電報スベキニ依リ其ノ日時前ニ於テハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶對ニ報告事項ヲ公表セザルコト

- 一、報告書ノ封皮及電報ハ大臣官房統計課長宛親展トスルコト(電文ハ照校トスルコト)
- 一、文書ニ依ル場合ハ勿論電報ニ依ル場合ト雖モ收穫高ノミナラズ作付段別ヲモ記載スルコト
- 一、前年收穫高及作付段別ヲ訂正シタル場合ハ其ノ旨附記スルコト

産業分類及職業分類ニ關スル件 (昭和五年十二月二十七日) (内閣訓令第三號)

國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類及職業分類左ノ通定ム

各官廳ニ於テ調製スル統計中産業及職業ニ依リテ類別スルモノハ本分類ニ據ルベシ但シ特ニ必要アルトキハ本分類ニ據ルモノト比較對照ノ便ヲ失ハザル程度ニ各項目ヲ輯約シ又ハ細別スルコトヲ得

大正九年内閣訓令第一號ハ之ヲ廢止ス

(分類表略)

附 錄

報告期限一覽

縣報告一月分	市町村長報告期限	全	第二四	蠶 絲 類	右	全
農林省統計樣式第五米	十二月十五日	全	第二五	眞 綿	右	全
全 第五四 公私有林野放牧	十月十五日	全	第二六	天蠶絲及柞蠶絲	右	全
同 農林省統計樣式第一耕地面積	一月十五日	全	第三七	密 蜂	右	全
全 第八 食用農產物	十二月末日	全	保安林	大正十年六月三日統計第三三號農林大臣官房統計課長通牒	右	全
全 第九 園藝農產物(果實)	右 全	全	道府縣勸業費豫算(右同)	林野開墾制限禁止(右同)	右	全
全 第一〇 工藝農產物(其ノ三)	一月二十日	全	地面積		同	全





全	第一七	竹製	品	右	全	三月末
全	第一八	籐製	品	右	全	三月末
全	第一九	杞柳製	品	右	全	三月末
全	第二〇	刷子及刷毛		右	全	三月末
全	第二一	麥稈經木及麻賃田		右	全	三月末
全	第二二	疊表、莫蔭及花蔭		右	全	三月末
工	場	票		右	全	三月末
同	五	月	分	右	全	三月末
農林省統計樣式	第六	麥豫想收穫高		右	全	三月末
全	第一〇	工藝農產物(其ノ一)		右	全	三月末
全	第一七	春蠶豫想掃立數量		右	全	三月末
全	第五〇	公私有林野人工造林		右	全	三月末

全	第五一	公私有林野天然造林		右	全	三月末
全	第五二	公私有林伐採		右	全	三月末
		ナタネ作付反別並作柄		右	全	三月末
		港灣調查(甲號)		右	全	三月末
		農林統計補助申請總括表		右	全	三月末
		米生產統計改善計畫總括表		右	全	三月末
		商工統計補助收支計算書		右	全	三月末
同	六	月	分	右	全	三月末
農林省統計樣式	第一八	春蠶豫想收穫高		右	全	三月末
學事	年報(第一回)			右	全	三月末
同	七	月	分	右	全	三月末
農林省統計樣式	第一六	桑		右	全	三月末
縣統計費收支計算書				右	全	三月末

農林統計調查員手當收支計算總括表				右	全	六月末
縣米生產統計費收支計算書				右	全	六月末
市町村米生產統計費收支計算書				右	全	六月末
同	八	月	分	右	全	六月末
農林省統計樣式	第二	水	稻	右	全	六月末
全	第七	麥		右	全	六月末
全	第一二	果樹	苗	右	全	六月末
全	第一三	茶		右	全	六月末
全	第一五	桑		右	全	六月末
全	第一九	春蠶		右	全	六月末
全	第三五	鷄		右	全	六月末
全	第三六	鷺		右	全	六月末

商工省統計樣式	第一五	澱粉		右	全	七月十五
指定工場異動報告				右	全	七月十五
同	九	月	分	右	全	七月十五
農林省統計樣式	第三	米第一回豫想收穫高		右	全	七月十五
全	第九	園藝農產物(果實ノ二)		右	全	七月十五
全	第一一	綠肥用作物		右	全	七月十五
全	第二〇	夏秋蠶豫想掃立數量		右	全	七月十五
同	十	月	分	右	全	七月十五
農林省統計樣式	第九	園藝農產物(蔬菜花)		右	全	七月十五
全	第二一	夏秋蠶豫想收穫高		右	全	七月十五
米作農家戶數調查				右	全	七月十五
商工省統計樣式	第一三	製藍		右	全	七月十五
學事	年報(第二回)			右	全	七月十五
同	十一	月	分	右	全	七月十五

農林省統計樣式 第四米第二回豫想收穫高	十一月二日	農林省統計樣式 第九 園藝農產物(果實ノ三)	十一月十日
全	八月末日	第二二 夏 秋 蠶	十一月末日
全	七月末日	第二三 天蠶及柞蠶	右 全
全	九月末日	每月報告ノモノ	每月五日
全	九月末日	綿織物月報	全 十日
全	九月末日	絹織物、絹綿交織物月報	右 全
同	十二月分	人口動態調査票	全

統計職員養成所規程

(大正十一年十月六日内閣告示第五號)

- 第一條 統計職員養成ノ爲統計局ニ統計職員養成所ヲ置ク
- 第二條 所長ハ統計局長ヲ以テ之ニ充テ講師、主事及書記ハ統計局ノ職員ノ中ヨリ之ヲ命ス但シ講師ハ必要ニ應シ他ニ囑託スルコトアルヘシ
- 第三條 生徒ノ定員ハ八十人トス
- 第四條 生徒ノ入學ノ時期及修業期間ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第五條 學科目左ノ如シ但シ時宜ニ依リ其ノ一部ヲ省略シ又ハ他ノ學科目ヲ加フルコトアルヘシ
  - 一 統計汎論 一 人口靜態統計附國勢調査 一 人口動態統計 一 經濟統計
  - 一 社會統計 一 數理統計 一 經濟學 一 經濟政策 一 社會政策
  - 一 財政學 一 社會學 一 法制大意 一 英語 一 數 學

- 第六條 生徒ニハ修業期間内便宜ノ時期ニ於テ統計事務ノ實習ヲ爲サシム
- 第七條 入學セムトスル者ハ入學願書(第一號書式)ニ履歷書(第二號書式)ヲ添附シ出願スヘシ
- 第八條 入學志願者ハ左記各號ニ該當スルヲ要ス
  - 一 中學校ヲ卒業シタル者又ハ所長ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者
  - 二 品行方正身體強健ナル者
- 第九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ身元保証人ヲ定メ誓約書(第三號書式)ヲ提出スヘシ
- 第十條 生徒ニハ學費補助トシテ毎月二十圓以内ヲ支給ス
- 第十一條 生徒ハ已ムヲ得サル事由アリテ所長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ非サレハ退學スルコトヲ得ス
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當シ成業ノ見込ナキ生徒ニ對シテハ退學ヲ命スルコトアルヘシ
  - 一 品行又ハ成績ノ不良ナル者
  - 二 疾病其ノ他ノ事故アル者
- 第十三條 前二條ノ規定ニ依リ退學シタル者ニハ支給シタル學費ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ
- 第十四條 修業期間ノ終ニ於テ修業試驗ヲ行フ
- 第十五條 修業試驗ニ合格シタル者ニハ修業證書(第四號樣式)ヲ授與ス

ス但シ特別ノ事情アル者ニ對シテハ統計局長ハ其ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得  
第十五條ノ二 統計職員養成所ノ附屬事業トシテ統計講習會ヲ開催スルコトアルヘシ講習科目其  
ノ他必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十六條 本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム  
(第一號書式乃至第四號書式略)

### 地方産業職員制拔粹

大正十四年三月三十一日勅令第四十三號  
改正大正十五年第二百三十一號昭和二年第三百三十四號同三年第八十二號  
同四年第九十三號同七年第三百五號同八年第四十二號同年第四百一  
號

地方産業ニ關スル事務又ハ技術ニ從事セシムル爲北海道地方費、府縣費及ハ市費ヲ以テ各道廳府縣  
又ハ市ニ通シテ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

- 一 産業統計ニ關スル事務ニ從事スル者
  - 地方統計主事 專任五十人以内 奏任官待遇
  - 統計主事補 專任三百四人以内 判任官待遇
- 右職員ノ道廳及各府縣内ノ定員ハ農林大臣及商工大臣府縣内各市ノ定員ハ地方長官之ヲ定ム

### 附 則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ左ノ上欄ニ掲クル職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り各相當下欄ニ掲クル職ニ特ニ  
之ヲ任用スルコトヲ得

別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各從前ノ待遇及俸給ヲ以テ之ニ任セラレタルモノトス

- 一 産業統計ニ關スル事務ニ從事スル者
  - 産業主事 地方統計主事
  - 産業主事補 統計主事補

本令施行前休職ヲ命セラレタル者ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル  
附 則 (大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス)

本令施行ノ際郡ノ職員タル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ其ノ職ヲ免セラレタルモノトス但シ本  
令施行前休職ヲ命セラレタル郡ノ職員ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

### 地方待遇職員令拔粹

大正九年八月十一日勅令二百四十八號

第一條 左ニ掲クル職員中高等官待遇又ハ判任官待遇ノ事務職員及技術職員ノ任免、待遇、俸給  
及休職ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

一 地方産業職員制ニ依ル職員

第二條 高等官待遇事務職員ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官任用令第五條第一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 大學令ニ依ル大學ノ學部ニシテ各其ノ從事スル事務ニ關スル學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學科ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者

三 專門學校ニシテ各其ノ從事スル事務ニ關スル學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學科ヲ修メ卒業シ且二年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ各其ノ從事スル事務ト同種ノ事務ニ從事シタル者

四 五年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ各其ノ從事スル事務ト同種ノ事務ニ從事シ月額八十五圓以上ノ俸給ヲ受ケタル者

五 各其ノ從事スル事務ニ關スル學識經驗アル者ニシテ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經タルモノ

第四條 判任官待遇事務職員ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 第二條第二號又ハ第五號ニ該當スル者

三 專門學校ニシテ各其ノ從事スル事務ニ關スル學科ヲ主タル學科トスルモノニ於テ其ノ學科ヲ修メ卒業シタル者

四 三年以上各其ノ從事スル事務ト同種ノ公務ニ從事シタル者

五 各其ノ從事スル事務ニ關スル學識經驗アル者ニシテ普通試驗委員ノ銓衡ヲ經タルモノ

第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ帝國大學分科大學ハ之ヲ第二條第二號及第三條第一號ノ學部帝國大學分科大學ノ實科ハ之ヲ第三條第二號及第五條第二號ノ實科中學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限三年ノ蠶業講習所ハ之ヲ第三條第二號及第五條第二號ノ實業專門學校ト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

佐賀縣統計協會々則

第一條 本會ハ統計思想ノ普及並ニ統計ノ刷新改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ佐賀縣統計協會ト稱ス

第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、特別會員 年額三圓以上ノ會費ヲ納ムルモノ

二、普通會員 年額一圓ノ會費ヲ納ムル者

第四條 本會ハ事務所ヲ佐賀縣總務部統計課ニ置ク

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、總 裁 一 名

一、會 長 一 名

一、副會長 二 名

- 一、幹事 若干名
- 一、評議員 各郡市一名
- 一、委員 各市町村一名
- 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス  
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス  
評議員ハ會務ニ參與シ其ノ執行狀況ヲ監査スルモノトス
- 第七條 會長ハ總務部長又ハ統計課長ヲ推戴スルモノトス  
其他ノ役員ハ會長ノ指命ニ依ル
- 第八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク  
但シ必要ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得
- 第九條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、會報及統計關係圖書、圖表其他印刷物ノ刊行
  - 二、統計參考資料ノ配布又ハ購入斡旋
  - 三、統計報告用紙、統計用器具機械ノ購入斡旋
  - 四、講習會、研究會、展覽會等ノ開催
  - 五、各種統計調査

- 六、視察員、講習員ノ派遣
- 七、事務ノ實地指導
- 八、統計功勞者ノ表彰
- 九、其他目的遂行上必要ト認ムル事項
- 第十條 本會ハ事業執行ノ便宜ヲ圖ル爲メ郡市ニ部會ヲ設置スルコトヲ得
- 第十一條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔スル會費並補助金寄附金及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十二條 本會ノ經費收支豫算ハ總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第十三條 事業執行狀況並收支決算ハ總會又ハ會報ニ依リ之ヲ報告スルモノトス
- 第十四條 本則施行ニ關スル細則ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

統計課主要印刷物

(昭和十二年四月一日現在調)

名稱	部數	金額	單位	價	名稱	部數	金額	單位	價
統計書第一編	六〇〇	二一六	冊	三六	麥速報	五〇〇	二四	冊	二四
全 第二編	六〇〇	一九八	冊	三三	養蠶速報	六〇〇	二九	冊	二九
全 第三編	七〇〇	三三六	冊	四八	縣勢概要	二〇〇〇	八〇	冊	八〇
全 第四編	六〇〇	八一	冊	一四	縣勢概要	七〇〇	二七	冊	二七
米速報	七〇〇	三七	冊	五	統計要覽	二〇〇〇	一六〇	冊	一六〇
					調查員調查簿	二二〇〇	一六〇	冊	一六〇

調查員手簿	二〇〇〇	一九〇	九	米生產調查要綱	二〇〇〇	六四	四
產業統計調查臺帳	二〇〇〇	一一五	六	統計事務要綱	三〇〇	九〇	三〇
佐賀縣案內	〇〇〇	八〇	八	市町村產業概況	六〇〇	六〇	一〇
統計事務從事者總覽	二三〇〇	一一五	五				

昭和十二年三月二十五日印刷  
 昭和十二年三月三十一日發行

佐賀縣

印刷者 深堀文平  
 印刷所 佐賀市紺屋町一三九  
 印刷所 深堀印刷所  
 印刷所 佐賀市紺屋町一三九

